

2021 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

2021 年 3 月 12 日付「仮処分命令申立書」に関するお知らせ

2021 年 3 月 10 日、当社は、連結子会社である株式会社トレードセブンの当初グループ化から事業撤退に至るまでの詳細な経緯に関するリリース「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」（以下、「リリース」といいます。）を当社ウェブサイトにて発表いたしました。

それに対し、同 3 月 12 日、当社の前代表取締役社長網屋信介氏（以下、「網屋氏」といいます。）の代理人-桃尾・松尾・難波法律事務所の内藤順也氏、松尾剛行氏、瀬戸山真氏、二本松直樹氏 4 名の弁護士から、東京地方裁判所に対し、当該リリースの内容が網屋氏の「人格権の侵害」に該当するとし、当該リリースを仮に削除するよう求める「投稿記事削除仮処分命令申立書」が提出されましたので、添付書類の通りお知らせいたします。

債権者である網屋氏の主張としては、

- ① 当該リリースの内容により網屋氏の社会的評価が低下したこと、真実性がないこと及び公益性がないこと。
- ② 当該リリースの内容により網屋氏に著しい社会的評価低下が生じており、直ちに投稿を削除しなければ、更に網屋氏の社会的評価が低下してしまうこと。
- ③ 網屋氏は、2 月から某企業への役員就任が内定しているところ、当該リリースの内容により役員就任に重大な影響・支障を及ぼす可能性があること。
- ④ 網屋氏の人格権に基づいて投稿記事削除請求権を保全すること。

なお、2021 年 3 月 16 日に訂正申立があり、債務者は当社の代表取締役社長のアンセムから、当社監査役の後藤光男に訂正されました。理由は未だ不明です。

添付書類：「仮処分命令申立書」

「申立書補充書」

「訂正申立書」

「準備書面」

「訂正申立書」

以 上

仮処分命令申立書

2021年3月12日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士 内 藤 順 也



同 松 尾 剛 行



同 瀬 戸 山 真



同 二 本 松 直 樹



当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利 人格権

事件名

投稿記事削除仮処分命令申立事件

申立手数料

金2000円

申 立 て の 趣 旨

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を仮に削除せよ。
との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 当事者等

(1) 債権者

債権者は、債務者の元代表取締役社長である（疎甲1）。2016年1月26日に、債務者の取締役を選任され、債務者取締役会での選定を経て、同日付けで債務者の代表取締役社長に就任し、その後、2020年11月24日に債務者の代表取締役社長を退任し、2021年1月31日に取締役も退任した（疎甲1）。

(2) 債務者

債務者は、東証二部上場企業である（疎甲2）。www.asiadevelop.comというドメイン上に公式ウェブサイト（以下「債務者公式サイト」という。）を設置し、そこに「お知らせ」としてプレスリリース等へのリンクを掲示する項目を設置している（疎甲3）。債務者の英語名称は「ASIA DEVELOPMENT CAPITAL CO. LTD」である（疎甲2）。

現在の債務者の代表取締役社長はアンセム・ウォン氏（以下「アンセム氏」という。）であり（疎甲1及び疎甲2）、第3で述べるとおり、債権者が債務者の代表取締役であった2016年3月16日当時に行われた債務者から株式会社トレードセブン（以下「T7」という。）に対する7億円の貸付け（以下「本貸付け」という。）及びT7による株式会社ビートレーディング（以下「BT」という。）への7億円の質貸付け（以下、「本質貸付け」といい、本貸付けとあわせて「本貸付け等」と総称し、第3・2で定義する本件リファイナンス後のものも含む。）に関して、債権者に対し、従前より繰り返し「本貸付け等を債権者が代わりに回収又は弁済せ

よ、そうしなければ、債権者の社会的評価が下がるような内容の開示を行う」という趣旨の脅迫をし、もって7億円を債権者から喝取しようと試みていた（疎甲4）。

後記のとおり本件投稿（下記2（1）に定義する。）は、まさにこの脅迫に債権者が屈しなかったため、債務者が敢行したものである。

（3）T7

T7は、質屋営業を営む企業である（疎甲5）。

2016年3月11日に債務者はT7の35%の株式を取得し、同月16日に債務者はT7に対し、7億円の本貸付けを行い、T7は同日BTに対し、7億円の本質貸付けを行った（疎甲4）。

（4）BT

BTは、ファクタリング事業を営む株式会社であり、2016年3月16日、T7はBTに対し、7億円の本質貸付けを行った。BTは、当時株式会社BISSホールディングス（以下「BISS」という。）の完全子会社であったが、2018年10月1日にBISSと合併した（疎甲6。なお、BISSは同日付けでその名称を株式会社ビートレーディングに変更しており、以下、BTという場合には合併後法人も含む。）。

（5）事実関係の補足

詳細な事実関係は後記第3に譲るものの、要するに、T7及びBTを債務者に紹介したのが債権者であったことから、アンセム氏は、本貸付け等が、債権者の親密先に対し、リベート等の個人的な便宜を図る目的で、債権者が当時有していた、債務者代表取締役としての地位を濫用し、債務者を害する意図の下で行われた違法、不当な不正融資だっ

たのではないかと疑ったものと思われる（疎甲7、特に後述2（2）で引用する権利侵害部分参照）。しかしながら、代表取締役が会社に対して貸付先候補を紹介すること自体が禁止されるものではない。会社法その他の規律によれば、代表取締役の紹介であっても、それ以外のルートで紹介された貸付先候補であっても、常に貸付けが会社の利益のために行われる（例えば、担保によって回収可能性を担保した上で、合理的利息収入が得られるものとなっている）ものである必要があり、会社の利益に反する、代表取締役本人の個人的利益や第三者の利益を目的とする貸付けであってはならず、かつ、社内において必要な手続を履践する必要がある。逆に言うと、この規律を遵守している限り、代表取締役が会社に対して貸付先候補を紹介し、会社が実際に当該貸付先候補に貸付けを行ったとしても、これは、代表取締役として何ら問題のない行為である。本件では、第3で後述のとおり、債権者は、債務者の取締役会に対し重要な事実を開示した上で、利息が十分確保できる等、債務者にとって合理的な、債務者の利益のための取引として本貸付け等を行っており、また、当然のことながら、本貸付け等は債権者本人の個人的利益や第三者の利益のための貸付けではない。すなわち、本貸付け等を不正融資だとするアンセム氏の主張に何ら理由はない。それにもかかわらず、アンセム氏は、債権者が責任を持って本貸付け等を直ちに回収又は弁済すべきだという主張を継続し、債権者に対し、「本貸付け等を債権者が代わりに回収又は弁済せよ、そうしなければ、債権者の社会的評価が下がるような内容の開示を行う」という趣旨の脅迫をし、もって7億円を喝取しようと試み、債権者が代理人弁護士を立ててこのような恐喝行為に対して断固拒絶を宣言した矢先

に、まさに債務者が脅迫していたとおりの本件投稿が債務者公式サイト上においてなされたものである。

2 債権者の権利を侵害する情報の流通

(1) 本件投稿の存在及び公開

債務者公式サイト上には、別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という。）が存在し、インターネット上に公開されている（疎甲7）。

債務者は、債務者公式サイトトップページの「お知らせ」欄（甲3）に「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」と、本件投稿のタイトルを記載し、リンクを貼った上で、

<http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/03/6eabf730feb8114d63c3938d593ca43a.pdf> [注：太字斜体は債権者による強調]

という、債務者公式サイトと同一のwww.asiadevelop.comというドメイン上に本件投稿をアップロードしている（別紙投稿記事目録のURL欄参照）。

(2) 権利侵害

本件投稿は多数の権利侵害部分が存在するものの、以下ではそのうち、とりわけ酷い部分を取り上げて説明する。なお、債権者は、決して以下でとりあげるもの以外には名誉毀損が存在しないと自認するものではない。単に、本件投稿が、その全部が不可分一体となり、一部削除が不可能なPDF形式でなされたという本件投稿の性質に鑑み、最

低でも以下の部分の権利侵害性が明らかであることから、本件投稿全部の削除を命じるべきことが明らかだという趣旨に過ぎない。

N o.	権利侵害が著しい部分（なお、債権者にて、ご注目いただきたい部分を強調した。）	頁 数	説明（社会的評価を低下させること及び真実性が欠けることの説明）
1	網屋氏自らT7の取締役の <u>引責辞任</u> を申し出た	2	債権者にまるで、責任を取って辞任さえしなければならないような違法、不当な行為があったような記載がなされており、その社会的評価の低下が著しい。なお、債権者は確かに辞任はしているものの、その理由は業務過多によるものであって、決して「引責」ではない（疎甲4）。
2	<u>引責辞任</u> した網屋氏	2	
3	網屋氏は、本債権 ¹ の実行に当たって手続の不備が認められ、その不備に対する責任を取って <u>引責辞任</u> をするに至っております	2	
4	網屋氏が利益相反の事実を認め、T7取締役を <u>引責辞任</u> 。	6	
5	<u>網屋氏の独断</u> でT7からBISSホールディングス ² に対する7億円の融資申請を許可いたしました	2	債権者が債務者の適切な承認を受けず、独断で本貸付けを許可したような印象を与え、債権者の社会的評価を低下させる。 なお、債権者には、債務者取締役会から、T7が資金需要者に対して質貸しを行うための資金としてT7に対する7億円の本貸付けを行うことの承認を受けると共

¹ 本件投稿においては、債権者からT7に対する7億円の貸付けにかかる債権を「本債権」と定義し、T7からBTへの質貸付けを「本質貸付」と定義していることから、本申立書とは、若干表現が異なっている。

² 本件投稿においてはBISSを「BISSホールディングス」と呼んでおり、本申立書とは、若干表現が異なっている。

		に、債務者取締役から債権者に対し、T7が資金需要者に対して1000万円以上の質貸付けを行うことに対する承認権限が付与された。そして、これに基づいて債務者により本質貸付けが承認されており、必要な手続を履践したものであって、決して、「独断」ではない（疎甲4）。なお、正確には本質貸付けの融資先はBTであり、BISS（本件投稿上の表記は「BISSホールディングス」）ではない。
6	網屋氏（略）に（略）尋ねると（略）「<u>回収は俺と関係ない</u>」（略）との回答を受けました。	2 債権者がまるで、自己が行った不正融資（No. 8参照）である本件貸付け等について、無責任な態度を取っているような印象を与えるものであり、債権者の社会的評価を低下させる。なお、真実は、アンセム氏が債権者に対し、本貸付け等を早期に回収又は弁済するよう強く求めたのに対し、債権者としては、本質貸付けのため、T7はBTからは十分な担保を徴求しており、BTは期限の利益を有している以上、期限の利益がなくなるまでは回収できないという当然のことを説明したに過ぎない。また、債権者は債務者の代表取締役を退任した後においても、貸金債権の売却候補10社程度と交渉を行う等可

			能な範囲で合理的な協力をしていた（疎甲4）。
7	本債権及び本貸付の実行に対する<u>リベート</u>として支払われたとも考えられます。 （略）実質的には<u>リベート</u>とおぼしき金銭は、SAコンサルティングを通じて<u>網屋氏個人の懐に入った</u>という可能性もあり得るものと考えております	3	債権者が個人的なリベートを密かに受領していたことを摘示することで、債権者に不正があったとするものであり、債権者の社会的評価を低下させる。なお、債権者は決してリベートを受領していない（疎甲4）。
8	網屋氏は、当社の代表取締役就任の直後から、網屋氏の個人的な関係先である BIS ホールディングス及びその子会社であるBトレーディング³に対し、同じく同系列であるT7を通じて7億円という質貸付を行っておりました。網屋氏は本取引でBIS Sホールディングス系列 3 社に<u>私的な便宜供与を図り、自身が関係者から供与を受けていた、また、私的流用した</u>という事実があったにもかかわらず、当社取締役会へ報告していませんでした。	3	債権者が、当時の上場企業代表取締役であるにもかかわらず、私的な便宜供与（No. 7によれば、「リベート」のことである。）を図り、関係者から供与を受けており、かつ、私的流用したという事実があったにもかかわらず、それを債務者取締役会へ報告しなかった、という事実を摘示するものであり、債権者が不正を行ったとして債権者の社会的評価を低下させるものである。なお、債権者に便宜供与や私的流用といった事実は存在せず、また、上記のとおり本貸付け等に関する事実は、債権者が債務者取締役会に説明し、その承認を受けている（疎甲4）。

³ 本件投稿においてはBTを「Bトレーディング」と呼んでおり、本申立書とは、若干表現が異なっている。

9	これらの <u>背任</u> 的行為は、当時開示すべきでありました	3	債権者が背任という犯罪を行った事実を摘示しており、露骨に債権者の社会的評価を低下させるものである。なお、債権者は一切背任を行っていない（疎甲4）。
10	網屋氏が当社代表取締役の立場で <u>圧力をかけ</u> 、これまで開示ができておりませんでした。このたび当社は真実を開示させていただきます。	3	債権者が、背任という犯罪（No. 9参照）を隠蔽するため、本来開示すべき事実を開示しないよう、債務者に圧力をかけたとするものであって、債権者が違法、不当な行為をしたとしてその社会的評価を低下させるものである。なお、債権者は開示すべき行為を開示しないよう圧力をかけたことは一切ない（疎甲4。ちなみに、債権者は、虚偽の事実を摘示して債権者の名誉を毀損する本件投稿を公開するような行為は認められない旨を代理人弁護士を通じてアンセム氏に伝えていたものの、それと、本件投稿で摘示されているような、本来開示すべき事実を開示しないよう圧力をかける行為は全く異なるものである。）。
11	網屋氏がアンセム社長に対し、「言う通りにしなければ、自分は社長を降ろす」などと、十数回に渡って <u>圧力や脅し</u> ととれる発言を繰り返されていた	3	債権者が脅迫を行って、T7に対する追加融資を行わせたとするものであり、債権者の社会的評価をあからさまに低下させる。なお、債権者は圧力や脅しととれ

			る発言をしておらず、脅迫を行っていない。追加融資が行われたのは、アンセム氏もまた債務者取締役及びBT取締役となった後のことであり、アンセム氏自身も、T7を通じてBTに対して質貸付けをすることが債務者にとって有益だと理解していたからこそ、債務者及びBTの取締役会で賛成し、追加融資を行うことになったものである（疎甲4）。
12	網屋氏、網屋氏経営の SA コンサルティング、網屋氏の知人、BISS ホールディングス、B トレーディング及び T7 を取り巻く<u>不可解かつ不適切と思われる取引関係及び疑いのある利益供与の存在</u>	3	No. 7及びNo. 8と同様である。
13	<u>脅迫・恐喝</u>するメールを代表取締役宛に送られてきました	4	債権者が脅迫・恐喝といった犯罪行為をしたとするものであって、あからさまに債務者の社会的評価を低下させるものである。債権者は一切脅迫・恐喝を行っていない（疎甲4）。
14	網屋氏が<u>約束を破り</u>、本債権を回収せずに当社取締役を辞任。	7	No. 6と同じ。

3 債務者による債務者公式サイトの管理

債務者は債務者公式サイトを管理しており、例えばその末尾に「COP

YRIGHT © 2015 ASIA DEVELOPMENT CAPITAL CO. LTD. ALL RIGHTS RE

SERVED.」として、債務者名の英語表記である「ASIA DEVELOPMENT CAPITAL CO. LTD.」の名称を表記する（疎甲3）他、WHOISで検索すると「管理組織 (Admin Organization)」として「Asia Development Capital Co. Ltd.」と、債務者名の英語表記が表示される（疎甲8）。

第2 保全の必要性

本件投稿はインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能である。しかも、本件投稿は東証上場企業の公式サイトである債務者公式サイト上に掲載されており、注目度が高いだけではなく、一般には上場企業の開示情報ということで内容が真実だと信じられやすい。その意味で、匿名掲示板への投稿等と比較して、はるかに債権者への悪影響は甚大である。実際に、債権者は本申立時点で、既に複数の知人から本件投稿に関する連絡を受けている。

そして上記のとおり、債権者の名誉権等に対する人格権侵害が現在も継続しており、それによる悪影響は債務者公式サイト上に本件投稿が存在し続ける限り、日々増大していくことから、一刻も早く削除が必要であり、保全手続による迅速な侵害状態からの回復が不可欠である。よって、債権者は人格権に基づく投稿記事削除請求権を保全するため、本申立てに及ぶ次第である。

なお、債権者は、某企業への役員就任が内定しているところ、今回の本件投稿により役員就任に重大な影響を及ぼす可能性がある。その意味では一刻も早く本件投稿が削除されることが不可欠である。

第3 関連事実

以下、参考まで、本件に関連する事実について補足する（疎甲4）。

＜2016年3月16日の取引図＞

7 億円の本貸付け
債務者 ―――→ T7 (質屋営業) ―――→ BT
(代表取締役 平取締役
債権者) 債権者)

*債務者は本貸付け当時、T7 株式 35%を保有

1 本貸付けの経緯

債権者は、2016年1月26日付けの債務者臨時株主総会にて、取締役を選任され、債務者取締役会での選定を経て、同日付けで債務者の代表取締役社長に就任した。

2016年1月当時、債務者の収入は、愛知県名古屋市内に所在する株式会社六合からの経営指導料としての年間1200万円のみであり、収益性の高い他の事業が存在しなかったことから、債務者が安定的に収益を上げるようにすることが急務であった。その頃、債権者は、BTの佐々木英世氏から同社に資金需要があり、そのためには年利20％程度の金利を支払うつもりがある旨を聞いていたことから、債務者の収益を上げるというニーズとBTの資金調達のニーズが合致すると考えるに至った。そこで、質屋営業を営んでいたT7を通じて資金需要者に対して質貸付けがなされる前提での債務者からT7に対する貸付けを債務者に提案した。その結果、上記＜2016年3月16日の取引図＞のとおり、本件貸付け等が実行された。

具体的には、債権者は債務者取締役会に対し、T7を通じて資金需要者に対する質貸付けという収益性及び安定性の高い事業に参加するという説明を行い、2016年3月11日に債務者取締役会の了承を得

た。当該取締役会の承認のもと、収益性及び安定性が高い質屋営業を行う前提として、同日付けで債務者はT7の35%に相当する株式を引き受けた（なお、当該株式の引受けに当たり、債務者はT7のデューデリジェンス（業務、財務内容の調査）を実施している。）。T7の株式の取得はもちろんのこと、2016年3月16日に債務者がT7に対して行った本貸付けに当たっても、T7を通じて資金需要者に対して質貸付けを行うこと等を債務者取締役会に報告しており、この点につき、債務者取締役会の承認も得ている。なお、上記のとおり、T7から資金需要者への質貸付けが当初より予定されていたことから、債務者取締役会において審理の上、債務者取締役会から債務者代表取締役（債権者）に対し、T7による1000万円以上の質貸付けに関する承認権限が付与され、これに基づいて債務者により本質貸付けが承認されている。その後、債務者取締役会において、本貸付け及びそれによるT7からの利息収入について、度々報告されているが、何ら異議は述べられていなかった。

本質貸付けに当たっては、T7においても必要な全ての手続を経ており、また、T7は本質貸付けの十分な担保として、BT及びBISSの全株式を担保として質入れしてもらっており（以下「本担保株式」という。）、債権回収のために必要な措置を講じていた。

2 本貸付け後の経緯

本貸付け等の後、BTの事業は順調に推移し、同社は利払を契約条件どおりに順調かつ適正に行ってきた。これにより、債務者は大きな利益を得てきた。

そして、このようにBTの信用が高まったことやT7以外の貸主からの貸付条件がBTに有利に修正されたこと等から、T7からの本質貸付けの

条件も、徐々に見直され、2020年3月現在では、年利12%となっていた。反面、2020年7月頃、債権者はアンセム氏より「株主からの要請があり、7億円の債権の回収を急いで欲しい」との要請を再三受けていた。債権者は、当該7億円の回収を行うべき義務を何ら負っておらず、かつ本貸付け等は債務者にとって大きな利益をもたらしていたものの、アンセム氏の再三の要請を受けたことから、任意に協力することとした。

当該7億円の回収方法としては、本質貸付けにかかる権利をT7から第三者に譲渡することによる回収が考えられたものの、質屋営業に基づく質貸付けのままでは、同じ営業許可を有している業者でなければその譲渡を受けることができず、権利譲渡による7億円の回収可能性は低いと判断されたため、T7からの質貸付けから、債務者の完全子会社で、貸金業を営む株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス株式会社(現:アジアビジネスファイナンス株式会社。以下「ABF」という。)からのファクタリング売掛債権担保付き貸付けに変更することとなった(以下「本件リファイナンス」という。)。そこで、BTに対して、本件リファイナンスを実施すること及び本件リファイナンスに当たり本担保株式を担保から外し、BTのファクタリング売掛債権を担保とすることを提案したところ、同社の上承を得ることができたことから、本件リファイナンスに当たり必要な社内手続を経た後に、2020年10月30日付けで、①ABFから新たに7億円をBTに対して貸し付け、②BTからT7に対して、7億円全額を返済してもらった。BTは2020年10月30日に本質貸付けにかかる7億円全額を返還するまでの間、T7に対し、一度も遅滞することなく金利を支払っていた。BTから十分な担保を徴求していたこと、及びBTの支払う金利は、T7からの当初の

7億円の本質貸付けに関するものだけでも毎年約8400万円～1億円超という多額のものであったことも合わせ考えると、上記のとおり、正式な社内手続を経ていたということのみならず、債務者の事業性の観点からしても、本貸付け等は、債務者にとって、合理性を有し、正当かつ有益な貸付けであった。

なお、アンセム氏が債権者に代わりT7の取締役役に就任した以降である2016年12月から2017年3月にかけて債務者が原資をT7に貸し付けた上で、T7がBTに対して追加的に合計4～5億円の質貸付け（追加融資）を行っている。アンセム氏もまた本貸付け等が事業上合理性を有し、正当なものであって、債務者の融通した原資を利用してT7がBTに質貸付けを行うことによって債務者の利益を最大化できると考えたからこそ、アンセム氏は、債務者の取締役役としてT7への追加の貸付けを、また、T7の取締役役としてBTへの追加の質貸付けを、それぞれ承認したものである。

3 債権者の協力

債権者は債務者の取締役役を2021年1月31日付けで辞任している。当該辞任に先立ち、アンセム氏よりBTからの7億円の回収につき、引き続き協力するよう依頼されたことから、債権者は協力する旨を伝えた。もっとも、あくまでも可能な範囲で合理的な協力をする旨を伝えたにすぎず、当然のことながら、7億円を債権者個人が返済することを確約した事実は存在しない。また、7億円を回収する義務が債権者に生じたわけでもない。そして、債権者は、当該貸金債権の売却候補10社程度と交渉を行う等の任意の協力を行ってきた。

4 本件投稿に至る経緯

上記のとおり2020年7月以降、アンセム氏が債権者に強く本貸付け等の返済資金の回収を迫っていたところ、2021年1月に債権者が債務者の取締役を辞任した頃には、アンセム氏は上記の債権者の任意の協力を全く評価せず、むしろ、強い口調で、債権者が即時本貸付け等を回収又は弁済せよ、そうしなければ、債権者の社会的評価が下がるような内容の開示を行うといった主張をするようになっており、いわば脅迫や恐喝未遂ともいえるような行動を開始していた。

その後、債権者は、アンセム氏から、論点と認識が違うみたいで、第三者に入ってもらった方が良いと思う旨の要請を受けたことから、直接交渉ではなく、債権者代理人を通じたアンセム氏との交渉を選択した。同年2月15日には、債務者によって、本貸付け等に関する誤解を招くようなリリースがなされたため、同日、債権者代理人から債務者に対し、代理人を通じた交渉をしたいとの申入れを行った。しかし、債務者が同月17日以降、同月23日までの間に同様の内容の電子メールを債権者代理人に対して多数送付すると共に、債権者にも引き続き送付したため、同月23日には、債権者代理人から債務者に対し、債権者に対する直接の連絡を控えるよう通知した。

しかし、同年2月26日及び同年3月1日には、債務者が、本貸付けについて開示する予定であり、それによって債権者の社会的評価が毀損されるといったメールを送付したので、同日、債権者代理人から債務者に対し、背任疑惑等のアンセム氏が指摘する点を否定した上で、虚偽のリリースをもって債権者の名誉を毀損すれば法的手段を取ると回答した。

同月4日には債務者から「今週中に開示を行います。網屋氏の社会

的評価に関わる可能性がある旨、ご本人にお伝えくださいませ。」というメールが債権者代理人に送付され、同月9日には、債権者は代理人を通じ、債務者に対し、第3の1～3で記載したような、本貸付け等の経緯を詳細に説明した上で、改めて虚偽のリリースによって債権者の名誉を毀損すれば法的手段を取ると警告した。

同日、債務者は、債権者代理人に「明日の午前中に事実に基づいて開示を行う予定で、原稿をただいま作成しているところです。」「事実と反するようなことがあれば明日の朝9時までにご連絡ください。朝9時以降にご連絡頂きますしても、ご対応が致しかねる為、予めご了承くださいませ。ちなみに、明日開示する適時開示について全て東証の審査を経ています。開示してから『名誉毀損である、不当な評価を受けた、社会的評価が低下した』等を当社側に主張しないで頂きたい所存です。」というメール及び、追って本件投稿とほぼ同じ内容のリリース案を添付するメールを送付した。しかし、リリース案を添付するメールが届いたのは、午後11時10分であった。すなわち、午後11時10分に翌朝の「午前9時までには連絡しなければ本件投稿に関する権利を失う」というような一方的に期限を切ったメールを送付してきたものであり、このことから、債務者の異常性は明らかである。なお、上記のとおり、債務者は「明日開示する適時開示について全て東証の審査を経ています。」とメールに記載したが、実際には、本件投稿又はこれに類するような投稿は東京証券取引所における適時開示の形式では行われておらず、虚偽の事実であったと考えられる。

翌10日午前8時43分に、債権者は代理人を通じて第1・2(2)で述べたような点を指摘して、あたかも網屋氏に犯罪行為や不正行為があったかのような記載は、網屋氏の名誉を著しく毀損する典型的か

つあからさまな誹謗中傷であって、到底看過することはできないと反論するメールを債務者に送付した。

その後同日午後7時41分に債務者は、債権者代理人に「以下内容を当社の各プラットフォームにて公開させていただきました。」とメールして本件投稿の公開を宣告し、「当社としましては、一早い当社グループ子会社アジアビジネスファイナンス株式会社の株式会社ビー 트레이ディングに対する貸付金6.5億円の元金返済がなされることを願っておりますので、網屋氏によりしくお伝えいただきますようお願いいたします。」とした。これは、いわば「犯行声明」であると共に、債務者が、債権者に対して本貸付けの返済を強要する手段として、本件投稿を公開したことの自白でもある。

第4 結語

債権者は以上のように、なすべき手続を全て履践し、債務者の利益のために本貸付けを行った。それにもかかわらず、債権者について背任・脅迫・恐喝等の極めて強烈的な誹謗中傷をする本件投稿が、上場企業である債務者の公式サイト上において行われており、その被害は甚大である。即刻これを削除する決定をなされるよう強く求める次第である。

以 上

疎 明 方 法

疎甲1 債務者の履歴事項全部証明書の写し

疎甲2 債務者公式ウェブサイト（「会社概要」）のプリントアウト

疎甲3 債務者公式ウェブサイト（「ホーム」）のプリントアウト

- 疎甲 4 債権者陳述書
- 疎甲 5 T7 の履歴事項全部証明書の写し
- 疎甲 6 BTの閉鎖事項全部証明書の写し
- 疎甲 7 本件投稿のプリントアウト
- 疎甲 8 ドメイン所有者情報検索サイト「WHOIS」での検索結果のプリントアウト

添 付 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 甲号証 | 各 1 通 |
| 2 資格証明書 | 1 通 |
| 3 委任状 | 1 通 |

当事者目録

〒

債権者

網 屋 信 介

〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル

桃尾・松尾・難波法律事務所（送達場所）

債権者代理人弁護士 内 藤 順 也

同 松 尾 剛 行

同 瀬 戸 山 真

同 二 本 松 直 樹

電 話 03-3288-2080

FAX 03-3288-2081

〒104-0052

東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4F

債務者

アジア開発キャピタル株式会社

代表者代表取締役

アンセムウォンシュウセイ

別紙投稿記事目録

表題 : 当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退
までの経緯に関する補足説明

URL : [http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/03/6eabf730feb8114d63
c3938d593ca43a.pdf](http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/03/6eabf730feb8114d63c3938d593ca43a.pdf)

投 稿 日 : 2021年3月10日

投 稿 者 : 債務者

投稿内容 : 次ページ以下のとおり

2021 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から
今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明

当社は、連結子会社である株式会社トレードセブン（以下、「T7」といいます。）の当初グループ化から事業撤退に至るまでの経緯について 2021 年 2 月 15 日付、2021 年 3 月 9 日付にて東証適時開示を行いました。が、経緯の詳細につきまして、以下の通り補足説明をさせていただきます。

2016 年 1 月 26 日、長年経営不振の状況が続いていた当社は、当社の前代表取締役社長網屋信介氏（以下、「網屋氏」といいます。）の投資銀行・金融業界及び衆議院議員としての経歴から、経営者として社会規範・法令・規則等に則り、株主・国民の皆さまから信頼される健全な社会常識及び論理感覚を持ち、誠実かつ公平に業務を遂行する経営者であることを信じて、当社の経営改革の一貫として筆頭株主からの要請の下、当社の代表取締役に就任しました。

これに備え、網屋氏側要請により、網屋氏が代表を務める株式会社エス・エー・コンサルティング（以下、「SA コンサルティング」といいます。）の代表取締役を兼任できるようにするため、退任する際同条件で同氏に売却する前提として、2015 年 11 月 27 日に SA コンサルティングを当社 100%子会社化することを当時の取締役会で決定いたしました。

また同時期に、当社は SA コンサルティングを通じて、株式会社 BISS ホールディングス（以下、「BISS ホールディングス」といいます。）及びその子会社 2 社、株式会社ビートレーディング（以下、「B トレーディング」といいます。）ならびに T7 の紹介を受けました（注 1：B トレーディングはその後 BISS ホールディングスに吸収合併され消滅し、BISS ホールディングスが商号を「株式会社ビートレーディング」に変更して現在に至っております。）。

2016 年 1 月 27 日、網屋氏が当社臨時株主総会決議により当社取締役に選任され、同日の当社取締役会にて当社代表取締役社長に選定されました。

2016 年 3 月 11 日、当社は SA コンサルティングの網屋氏より紹介を受けた T7 の株式を引き受けることにより T7 を持分法適用関連会社化しました（第三者割当増資）。同時に T7 からの要請で、リスク分散を図れる小口の質事業展開を目的とする資金として T7 に 7 億円の融資（以下、「本債権」といいます。）を実行しました。しかし、融資実行直後に T7 は上記説明のとおり親会社にあたる BISS ホールディングス 1 社に対して本債権と同額の 7 億円の質貸付（以下、「本質貸付」といいます。）を実行していました。

本質貸付は、網屋氏が当社取締役会における本債権実行日及び本債権決議承認日の前日に T7 の取締役役に就任し、あらかじめ T7 取締役会において本質貸付議案を可決させることによって本債権をもって本質貸付を実行するに至っていることから、当社の現代表取締役アンセム ウォン（当時は当社の執行役員副社長）（以下、「アンセム社長」といいます。）が本質貸付の保全性の問題や不明瞭な経緯に気が付き、問題視をしておりました。

〈具体的な問題点は下記のとおりです。〉

1. 網屋氏は、当社が T7 をグループ会社化及び T7 に対する本債権を実行した 2016 年 3 月 11 日の前日である同月 10 日に T7 取締役役に就任し、同日に本債権及び本質貸付に係る承認決議を得て、同月 16 日に本質貸付を実行した後、同 5 月 26 日に T7 の取締役役を辞任するに至っております。これは、同年 5 月頃に、アンセム社長が本債権の実行は利益相反行為に該当するため、本債権の実行に当たっては重要な事実を開示して T7 の取締役会の承認を受ける必要があること、また、網谷氏は特別利害関係人として本債権の実行に係る決議に参加することはできないにもかかわらず、本債権の実行の稟議に加わった手続の不備があることを認識するに至り、網屋氏に指摘したところ、網屋氏自ら T7 の取締役の引責辞任に申し出たからであります。その後、引責辞任した網屋氏に代わり、アンセム社長が T7 の役員に就任することとなりました。

このように、網屋氏は、本債権の実行に当たって手続の不備が認められ、その不備に対する責任を取って引責辞任をするに至っておりますが、本債権の実行とともに本質貸付についてもその承認決議に網屋氏が関与していることからすれば、本質貸付の資金源を当社から調達するために、当社において本債権の実行を決議させた可能性も考えられます。

2. また、網屋氏は、同 3 月 11 日の当社取締役会における T7 に対する 7 億円の貸付議案の承認決議時において、自身が本債権の実行の相手方である T7 の取締役であることを報告せず、また、利益相反取引行為に当たることを考慮して当社の当該決議時に参加しないこともあり得たにもかかわらず、議長として決議に参加しておりました。また、当社における決議承認日時時点で既に T7 より BISS ホールディングスに本質貸付を行うことが決定したにもかかわらず、当社取締役会において網谷氏から本質貸付に関する言及は一切なく、貸付の使途は、T7 は優良な（小口分散）質事業に本融資資金を使用するものであると説明しておりました。当初の契約では T7 が 1000 万以上の本質貸付を行う際、当社の許可が必要になっておりましたが、当社取締役会決議承認後の翌営業日に、網屋氏の独断で T7 から BISS ホールディングスに対する 7 億円の融資申請を許可いたしました。

なお、網屋氏の T7 の取締役辞任時において、アンセム社長から本債券の保全・回収の見込みについて尋ねると、「本債権は法的に有効な質貸付債権であり、BISS ホールディングスが金利を支払い続けられ、債権の返済期限が永遠に到来しない。回収は俺と関係ない、次の社長が考えることだ。」との回答を受けました。

3. さらに、当社の調査の結果、SA コンサルティングは、T7 から本債権 7 億円の質貸付を受けた BISS ホールディングスならびに子会社の B トレーディングの 2 社から、年利換算で本質貸付金額の 3.6% に当たる月額 210 万円を 2016 年 4 月頃から 11 ヶ月間にわたり受領していました。12 ヶ月目以降

は、SA コンサルティングが網屋氏の親族に売却されたこともあり、その後の資金の流れは確認が取れておりません。網屋氏自身は、本件に伴い SA コンサルティングが受領した金銭は当社の連結損益計算書に計上しており、法的には問題がなく、売却後の所有者も本人の親族のため、法的に利益相反に該当しないとコメントしておりますが、これらの金銭の受領を裏付ける取引は見受けられず、本債権及び本貸付の実行に対するリベートとして支払われたとも考えられます。このことは、当社が SA コンサルティングを買収した後、2017 年 2 月 17 日付で有限会社フォーティに SA コンサルティングの全株式を譲渡するまで金銭の受領が継続されていたことを踏まえると、実質的にはリベートとおぼしき金銭は、SA コンサルティングを通じて網屋氏個人の懐に入ったという可能性もあり得るものと考えております。

網屋氏は、当社の代表取締役就任の直後から、網屋氏の個人的な関係先である BISS ホールディングス及びその子会社である B トレーディングに対し、同じく同系列である T7 を通じて 7 億円という質貸付を行ってまいりました。網屋氏は本取引で BISS ホールディングス系列 3 社に私的な便宜供与を図り、自身が関係者から供与を受けていた、また、私的流用したという事実があったにもかかわらず、当社取締役会へ報告しておりませんでした。これらの背任的行為は、当時開示するべきでありましたが、網屋氏が当社代表取締役の立場で圧力をかけ、これまで開示ができておりませんでした。このたび当社は真実を開示させていただきました。

その後も、当社は T7 に追加的な短期融資を数回にわたり実行いたしました。その背景には、網屋氏がアンセム社長に対し、「言う通りにしなければ、自分は社長を降りる」などと、十数回に渡って圧力や脅しをとれる発言を繰り返されていたほか、当社代表取締役の地位を利用して融資を実行していたからであります。当社側としては、本債権は網屋氏の私的な関係性が背景になっており、本人の存在なしでは回収ができないものと認識し、黙認せざるを得なかった事実がございます。

昨年 10 月の当社第三者割当増資の際、筆頭株主から網屋氏に対し、増資引き受け前に本債権 7 億円の元金回収を行うよう、強い要求がありましたが、当然ながら本債権は有効であり、債務者は当社の要求に応じる義務もないため、回収には至りませんでした。資金調達をしなければ会社の死活問題となる深刻な状況だったため、網屋氏は、「質貸付という形態では、元金の回収はもちろん、証券化、または第三者に譲渡することも不可能であるため、債権の保全性及び回収性が高まる債権担保融資に貸し換える」旨の提案を行いました。当社はこの提案を受け、あくまでも最低限の債権の保全を目的として、返済期限のない質貸付から返済期限のある債権担保貸付に変更するべく、網屋氏の指示に従い、貸金業を営む当社連結子会社の株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス（現アジアビジネスファイナンス株式会社、以下「ABF」といいます。）（当時の代表取締役は網屋氏の会社 SA コンサルティング出身の高瀬尚彦氏）が本債権を債権担保貸付でリファイナンスし、移管させました。しかしながら、ABF 移管後の本債権の返済期限は網屋氏によって最大 10 年まで延長可能と設定されたため、元本の全額回収が引き続き困難となる可能性がある状況には変わりありません。

上述のとおり、2016 年 3 月の T7 の当社グループ化以来、網屋氏、網屋氏経営の SA コンサルティング、網屋氏の知人、BISS ホールディングス、B トレーディング及び T7 を取り巻く不可解かつ不適切とも思われる取引関係及び疑いのある利益供与の存在が確認されており、未だ問題解決に至っておりません。

2020 年 10 月 30 日に実施された本債権の ABF への移管の条件の一環として、網屋氏において当社代表取締役就任に就任している限りは、本債権を回収し、または証券化による第三者への売却等あらゆる方法を実施するとの約束がなされておりましたが、その後も回収の目途は全く立っておりませんでした。ABF への移管後間もなく、2020 年 11 月 16 日の当社取締役会において、網屋氏は代表取締役辞任の意向を当社取締役会に提出いたしました。当社取締役会は却下し、本債権の元本回収に注力するよう促しました。しかしながら、翌週の 11 月 24 日には辞任は正当な権利だと主張し、代表取締役辞任を強行したため、アンセム社長の就任に至るまで、1 ヶ月以上代表取締役社長が不在となる空白期間を作ることとなりました。このような状況を継続するわけにはいかず、同 12 月 24 日、網屋氏が 2021 年 1 月末に当社取締役を辞任するまでの間に本債権を回収・売却するという前提で、アンセム社長が代表取締役に就任し、現経営体制が発足いたしました。その後も網屋氏の対応は変わることがなく、2021 年 1 月 29 日には当社取締役も辞任して当社を去り、本債権 7 億円回収の最終期限であった同 1 月 31 日までに責任を果たすことはありませんでした。網屋氏は、同 2 月 2 日、自身と本債権との関係性を否認し、本件については税理士に聞いてほしい旨、また、同 2 月 5 日、当社が仮に本件に関して弁護士に調査依頼をした場合、無駄な経費使いを理由にして、アンセム社長に対して株主代表訴訟を提起する旨をアンセム社長宛に連絡しました。また、同 2 月 15 日の「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」を開示した翌日の 16 日に網屋氏の代理人弁護士から、本債権については網屋氏に直接ではなく代理人経由で連絡するように、また、同 2 月 25 日、本件以外でも網屋氏に連絡しないようにとの要請を受けたため、今日に至るまで当社は代理人弁護士を経由して網屋氏に対し事実確認や責任追及等を行ってまいりました。

そのほか、T7 と BISS ホールディングス及び B トレーディングとの間に、3,600 万円に上る架空のコンサルティング契約書、その他同類多数の契約書が見つっております。2021 年 2 月 15 日付適時開示のとおり、T7 の事業撤退の手續に加えて、当社は今後もその不透明な資金の流れについて引き続き調査を継続いたしますので、新たな事実が判明出来次第、随時お知らせいたします。T7 から BISS ホールディングスへの本質貸付を実行するために本債権を実行したとすれば、網屋氏が行ったこれら一連の行為は許容されるべきものではなく、強く網屋氏に抗議するつもりであります。これらの一連の行為に対する責任として、現在の本債権の元金回収や、架空取引により当社が受けた損失の返還を網屋氏に求めることも検討してまいります。

当社は本件について当事者の網屋氏と何度も対話を求めましたが、網屋氏は一方的に対話を拒否し、本件及び本件以外の件についても連絡が取れない状況となっております。網屋氏は、2021 年 2 月 16 日、一方的に代理人を立て、3 月 10 日に本件に関する開示を行った場合、当社の代表取締役のみならず、当社の執行役員、全取締役、全監査役に民事・刑事の責任を追及すると通達してまいりました。また、網屋氏から、当社が本件の内部調査費用を法律事務所に委託する場合、本件債権の回収に協力しない、かつ現代表取締役に対して株主代表訴訟を取ると脅迫・恐喝するメールを代表取締役宛に送られてきました。当社は、こうしたリスクを冒して、今期中に本件の解決を図ろうとしております。

当社の代表取締役のアンセム社長は、本件に自分も責任があると認識し、任期内に本件を是正し、コーポレート・ガバナンスを強化し、次の経営陣にバトンタッチをしたいと考えております。株主の皆様

や、その他の利害関係者（ステークホルダー）の利益を最大化するために、今後当社の不祥事の防止と長期的な企業価値向上を目的として、情報を隠蔽せず、積極的に開示し、当社の透明性を確保するために株主などの利害関係者への説明責任を積極的に果たしてまいる所存です。

(注) 1

株式会社ビートレーディング

(旧株式会社BISS ホールディングス)

代表取締役会長 鈴木 秀典

代表取締役社長 佐々木 英世

(注) 2

株式会社トレードセブンに関する事項の沿革

2014 年 8 月 1 日	株式会社トレードセブン（以下、「T7」という。）設立
2015 年 10 月 5 日	当社は株式会社エス・エー・コンサルティング（代表：網屋信介氏）（以下、「SAC」という。）と秘密保持契約を締結。
2015 年 11 月 18 日	当社は網屋信介氏（以下、「網屋氏」という。）を代表取締役として選任するための臨時株主総会を開催することを取締役会で可決。
2015 年 11 月 27 日	当社は SAC の発行済株式の 100%を取得し、完全子会社とすることを決定した。取得価額は 100 万円。
2015 年 12 月 1 日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 540,000 円）を締結。
2015 年 12 月 1 日	当社は網屋氏と T7 株式取得のための顧問契約（月額 1,330,000 円）を締結した。
2016 年 1 月 26 日	網屋氏が当社代表取締役社長に就任した。
2016 年 2 月 12 日	T7 株式一部取得につき、SAC 代表の網屋氏より T7 及び T7 大株主の紹介を受け、独占的交渉開始の基本合意を締結。
2016 年 3 月 10 日	網屋氏がT7 社の取締役に就任し、A 社に対する質貸付議案を可決。
2016 年 3 月 11 日	収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7 の 35%の株式を 700 万円で取得（第三者割当増資引受）し当社持分法適用関連会社化。T7 に対する 7 億円の貸付を実施するために当時の筆頭株主 Sun Hung Kai & Co. Limited（以下、「SHK」という。）から 27,341,079 香港ドル（約 395,625,413 円）の借入を実施。
2016 年 3 月 15 日	T7 臨時取締役会で株式会社 BISS ホールディングス（以下、「BISS ホールディングス」という。）への貸付を可決。議事録作成者が BISS ホールディングスから派遣された当時の代表取締役齋藤博行。出席取締役が齋藤博行代表取締役（BISS ホールディングス）、谷口亮取締役（BISS ホールディングス）、網屋信介（当社代表取締役社長）、奥雄一郎監査役（当社内部監査室長）という議事録が残されたが、当社内部監

	査室長兼T7 監査役の奥雄一郎氏は出席した覚えがなく、当然ながら決議する押印もなかった。
2016 年 3 月 16 日	当社からの貸付金の着金と同時にT7 が事業会社 A 社に対し 7 億円の質貸付（A 社子会社 2 社の株式を担保とし、返済期限を有さない）を実施。
2016 年 4 月 1 日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 1,080,000 円）を締結。
2016 年 5 月 26 日	網屋氏が利益相反の事実を認め、T7 取締役を引責辞任。
2016 年 5 月 26 日	アンセム ウォン氏が T7 取締役に就任。
2016 年 6 月 28 日	SAC 出身の高瀬尚彦氏（以下、「高瀬氏」という。）が当社取締役就任。
2016 年 12 月 23 日	T7 の当社グループ外からの借入金を返済するために借換資金として SHK から 1 億円相当の香港ドルの借入を行い、T7 に対して 1 億円の貸付を実施。
2017 年 2 月 17 日	当社は SAC の全株式を有限会社フォーティ（代表：四禮正明氏（網屋信介氏の親族））に譲渡する。譲渡価格は 100 万円。
2017 年 3 月 24 日	T7 は、A 社に追加的に 2 億円の質貸付を行うために、当社から追加的に 2 億円を借り入れた。
2017 年 3 月 29 日	当社は、T7 に対して、2 億円の短期資金の貸付を実施。
2017 年 3 月 30 日	T7 から A 社に対して、2 億円の質貸付を実施。 これにより、A 社に対する質貸付残高は 11 億円となった。
2017 年 3 月 31 日	T7 の 74%（3000 万円）の株式を取得（第三者割当増資引受）し子会社化。
2017 年 4 月 3 日	SAC 出身の高瀬氏が T7 代表取締役に就任。
2017 年 11 月 30 日	T7 の 100%（1300 万円）の株式を取得（株式譲受）し完全子会社化。
2018 年 4 月 27 日	T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店開店。
2019 年 3 月 14 日	当社子会社アジアビジネスファイナンス株式会社（以下、「ABF」という。）の前身株式会社 DK インコーポレーテッド設立。SAC 出身の高瀬氏が代表取締役就任。
2020 年 9 月 28 日	SAC 出身の高瀬氏が当社取締役退任。
2020 年 10 月 29 日	SAC 出身の高瀬氏が T7 取締役退任。
2020 年 10 月 30 日	ABF が T7 質貸付債権 7 億円について、7 億円を A 社に対して債権担保融資としてリファイナンスを実施し、T7 は当該 7 億円の質貸付を回収。
2020 年 11 月 1 日	SAC 出身の高瀬氏が ABF 取締役辞任。網屋氏が ABF 取締役就任。
2020 年 11 月 1 日	当社は T7 の事業売却の検討を開始。 これに伴い T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店閉店。
2020 年 11 月 16 日	網屋氏が当社の取締役会に辞任届を提出。取締役会は不受理。
2020 年 11 月 24 日	網屋氏が断固として当社代表取締役社長を辞任し、代表権のない当社取締役となる。取締役退任まで本債権を回収すると約束。
2020 年 11 月 27 日	網屋氏が ABF 取締役を辞任。
2021 年 1 月 10 日	網屋氏は「本債権回収が厳しい」と社内に宣言。

2021 年 1 月 31 日	網屋氏が約束を破り、本債権を回収せずに当社取締役を辞任。 本債権の売却・償還のみを担当する当社の非常勤相談役に就任。
2021 年 2 月 1 日	網屋氏が他社の顧問就任。
2021 年 2 月 2 日	網屋氏は本債権との関係性を否認し、架空取引を含む本債権債務者との関係について債務者の税理士に聞くべきと主張。債務者の税理士から納得できる回答がなかった。
2021 年 2 月 5 日	網屋氏は「本債権に関する当社内部調査費用として弁護士報酬が嵩んだら」当社代表取締役に対して株主代表訴訟を起こすと主張。
2021 年 2 月 15 日	本件を現取締役会・監査役会に報告するとともに、T7 の質屋事業・古物買取販売事業からの撤退の決定を開示。
2021 年 2 月 15 日	網屋氏代理人（桃尾・松尾・難波法律事務所）から本件代理の通達。
2021 年 2 月 23 日	網屋氏代理人から、本件以外のことも含め網屋氏宛に一切連絡しないよう通達。
2021 年 3 月 2 日	当社の監査法人に本件を報告。

(注) 3

実態を確認できていない T7 と BISS ホールディングスの業務委託契約

2015 年 4 月 1 日	月額 100,000 円（税抜）12 ヶ月
2016 年 4 月 1 日	月額 550,000 円（税込）12 ヶ月
2021 年 3 月 2 日	月額 500,000 円（税込）72 ヶ月(3600 万円を一括前払い)

以 上

令和3年(ヨ)725号

事 件 名 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債 権 者 網屋信介

債 務 者 アジア開発キャピタル株式会社

申立書補充書(1)

2021年3月15日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士 内 藤 順 也



同 松 尾 剛 行



同 瀬戸山 真



同 二本松 直 樹



上記当事者間の投稿記事削除仮処分命令申立事件につき、債権者代理人が提出した2021年3月12日付け仮処分申立書(以下「申立書」という。)に記載されている事実を裏付ける証拠を提出すると共に、保全の必要性に関する事実を補充する。本書の略語は、申立書の定義による。

第1 社会的評価が低下したこと、真実性がないこと及び公益性がないこと

債権者は、今回、債権者陳述書どおりの事実が存在したことを裏付けるメール等の一連の証拠を提出した(疎甲9ないし疎甲11)。このことは、債権者陳述書に記載された事実が十分な裏付け証拠によって裏付けられていることを意味する。

債権者はこれをもって、被保全権利、すなわち、本件投稿により社会的評価が低下したこと、かかる名誉毀損行為が虚偽の事実の摘示であること(真実性の不存在)を疎明すると共に、債務者(主に債権者代表取締役社長のアンセム氏)の本件投稿は、虚偽の事実を摘示し、もって、故意に債権者の社会的評価を毀損することにより、債権者から本貸付け等にかかる7億円を回収するという、公益を図る目的と全く異なる個人的意図からされており、債務者において上場企業として公益的目的に資するべき債務者公式サイトを私物化している(公益性の不存在)ため、何ら抗弁が成立しないことを疎明したものである。

第2 被保全権利に関する補足一本件投稿により現に債権者に著しい社会的評価低下が生じており、直ちに本件投稿を削除しなければ、更に債権者の社会的評価が低下してしまうこと

債務者が、本件投稿を債務者公式サイト上に掲載した。そして、債務者は上場企業であるため、一般読者がこれを真実と信じてしまった。

その結果として、「網屋氏とかいう膿」、「網屋氏、ゴミ アンセムさん頼むで一」、「網屋と BISS がズブズブで業務委託金のいくらかが網屋氏に流れている可能性は否定できないと思います。その前も融資も怪しいし、元衆議院議員という肩書を利用して私腹を肥やしてたような匂いがプンプンします。」等と債権者を誹謗中傷する内容の投稿をインターネット上で多数行っている(疎甲10)。

このような投稿は、投稿日時が2021年3月10日以降であることから分かるとおり、本件投稿がなければ、一般読者が債権者について背任等の違法、不当な行為があったと誤信することはなかったことを示すものである。このように、本件投稿により、債権者の社会的評価が著しく毀損され始めているのは明らかである。債権者への悪影響は、今後も増大していくことことから、一刻も早く本件投稿が削除されることが不可欠である。

以 上

令和3年(ヨ)第725号

事 件 名 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債 権 者 網屋信介

債 務 者 アジア開発キャピタル株式会社

訂正申立書

令和3年3月16日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士

内 藤 順 也



同

松 尾 剛 行



同

瀬戸山 真



同

二本松 直 樹



上記当事者間の投稿記事削除仮処分命令申立事件につき、申立中の当事者目録を別紙のとおり訂正する。

当事者目録

〒

債権者

網 屋 信 介

〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目1番地

麹町ダイヤモンドビル

桃尾・松尾・難波法律事務所（送達場所）

債権者代理人弁護士 内 藤 順 也

同 松 尾 剛 行

同 瀬戸山 真

同 二本松 直 樹

電 話 03-3288-2080

FAX 03-3288-2081

〒104-0052

東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4F

債務者

アジア開発キャピタル株式会社

代表者監査役

後 藤 光 男

副 本

令和3年(ヨ)725号

事 件 名 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債 権 者 網屋信介

債 務 者 アジア開発キャピタル株式会社

準備書面

2021年3月29日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士

内 藤 順 也



同

松 尾 剛 行



同

瀬戸山 真



同

二本松 直 樹



上記当事者間の投稿記事削除仮処分命令申立事件につき、債権者は答弁書に対する主張・反論を準備する。なお、債務者は、2021年3月26日(金)午後5時(裁判所の営業時間内)までに答弁書を提出するという、裁判所の指示を無視して、大幅に遅れた時間に答弁書を提出した上、その添付証拠(疎乙号証)は現在に至るまで受領できていない状況である。債権者としては、これは、債務者の悪意による本手続の「遅延策」以外の何者でもないと考えており、日々刻々と権利侵害を受け続けている債権者として極めて遺憾である。本準備書面は、債務者の疎明資料を受領していないことを前提とした反論書面であることに留意されたい。

第1 総論

答弁書において債務者は縷々主張するが、要するに、債務者は本貸付け等に関する手続に疑問があると主張しているものと理解される。

債権者は、本準備書面の第2以下において、本貸付け等に関する手続に何ら問題はなかったことについて説明するものの、ここで1点明確にしておきたいことがある。

本件投稿はPDF ファイルの形式で、全部が一体であり、そのうち1箇所でも名誉毀損が存在すれば、その名誉毀損部分のみを選択的に削除することができない以上、本件投稿全部の削除が命じられることとなる。そして、債権者の本貸付け等に関する手続に関する債務者の説明について、万が一全て正しいと仮定しても、そこから導き出されるのは、手続上の些細なミス（しかも、債権者自身の問題ではなく、T7等の第三者におけるもの）が存在するということに過ぎず、債務者自身が本貸付け等が回収不能になっていないと自認している（答弁書8頁）ことにも鑑みれば、債権者による故意犯罪たる「背任」等は決して導き出されない（むしろ債務者が利益を得ているだけである）のであって、その意味で、この答弁書は少なくとも「背任」部分（すなわち、申立書における権利侵害 No. 9）については、背任を裏付ける根拠となる事実が何もなかったこと、すなわち、債務者による本件投稿が虚偽の事実の摘示によって債権者の社会的評価を低下させていることを目的としていることの自認となっていることを指摘しておきたい。

（なお、後述のとおり、債務者は、本件投稿で「引責辞任」と述べながら、答弁書でこれが実は「退任」しかも、任期満了退任であったとして、本件投稿の「引責辞任」部分（申立書のNo. 1～No. 4）の虚偽性も自認している。また、債務者は、債権者が本貸付等の回収等に責任を持つと約束しながらその約束を守ったという本件投稿における摘示（申立書 No. 6、No. 14）についても何ら反論していない。これらの点については、以下の表1を参照されたい。）

申立書番号	答弁書	本準備書面
No. 1～4 (引責辞任)	第5の1⑥	第2の2 (3)
No. 5 (独断)	第5の1②④	第2の1、2 (2)
No. 6、14 (回収に無責任)	なし	第1
No. 7～9、12 (リベート・私的流用・背任)	第5の1⑤⑦	第2の3
No. 10、11、13 (圧力、脅し、脅迫・恐喝)	第5の1⑨	第3の5 (1)ウ

表1 申立書・答弁書・準備書面对照表

第2 債権者の主張

1 債務者取締役会における手続（申立書 No. 5、答弁書第5の1②）に関する債権者の主張

債務者は、債権者が、2016年3月11日の債務者取締役会において、BISSが最終的な資金需要者であることを明示的に説明しなかったことを問題視するようである（答弁書4頁）。なお、本質貸付けの貸付先は、正確には「BT」ではなく、当時の貸付先の名称は「BISS」であった（ここでこの点に関する申立書の記載は訂正するものの、疎甲9の13のとおり、BISSは後に商号をBTに変更し、かつ、BTとBISSは後に合併しており、申立書の議論に何ら影響はない。）。

債権者が強調したいことは、T7への本貸付けが、質屋営業のためであること、つまり、質物をT7が収受した上で、T7が本貸付けを原資として資金需要者に対する質貸付けを行うことが当初より想定され、当該事実は債務者取締役会に説明されていたことである。実際、債務者が収益性・安全性の高い質屋営業を行うために、T7のグループ会社化を行ったこと¹は、2021年2月15日付け「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」（疎甲第9号証の1（2頁））及び本件投稿

¹ 「2016年3月11日 収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7の35%の株式を700万円で取得(第三者割当増資引受)し当社持分法適用関連会社化。」

(疎甲第7号証(5頁))²において債務者自身が自白している。

そして、具体的な T7 による資金需要者への質貸付けの承認主体として、債務者取締役会から債権者に授権がされており、かかる授権は当然のことながら、BISS に対する本質貸付けを含むものであった(もし、BISS が除外されるということであれば、例えば「T7 のグループ会社への質貸付けについては債務者取締役の別途の許可を要する」というような債権者の権限に対する制限が付されるはずであるが、そのような制限は一切付されていない。)。そこで、債権者は、かかる債務者取締役会から正当に授権された権限を行使し、BISS に対する本質貸付けが行われたものである。そこで、2016年3月11日の債務者取締役会において、BISS が最終的な資金需要者となることを明示的に説明しなかったことに何ら手続上の問題はない。

翻って、もし、債務者取締役会において、BISS が最終的な資金需要者となることを一切知らず、BISS への本質貸付けが全く想定されていなかった、ないしは、債務者取締役会の意思に反する、ということであれば、BISS への本質貸付けが行われた2016年3月16日の直後に、債務者取締役会から債権者に対する抗議がなされているはずである。しかし、債務者取締役会において、利息収入の報告等を通じ、T7 が BISS に本質貸付けを行ったと認識してからも、債権者に対して何ら異議は述べられておらず、答弁書においてもそのような抗議等があったとは指摘されていない。

むしろ、答弁書においては、申立書13頁に記載した「その後、債務者取締役会において、本貸付け及びそれによる T7 からの利息収入(注:本質貸付けが実行され、現に利息が入っていること、すなわち、BISS が借主となっていること)について、度々報告されているが、何ら異議は述べられていなかった」(注記は、債権者代理人が追記したものである。)ことや、同15頁に記載した「アンセム氏が債権者に代わり T7 の取締役就任した以降である2016年12月から2017年3月に

² 「2016年3月11日 収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7 の35%の株式を700万円で取得(第三者割当増資引受)し当社持分法適用関連会社化。」

かけて債務者が原資を T7 に貸し付けた上で、T7 が BT (BISS) に対して追加的に合計 4 ～ 5 億円の質貸付け (追加融資) を行っている。アンセム氏もまた本貸付け等が事業上合理性を有し、正当なものであって、債務者の融通した原資を利用して T7 が BT (BISS) に質貸付けを行うことによって債務者の利益を最大化できると考えたからこそ、債務者の取締役として T7 への追加の貸付けを、また、T7 の取締役として BT (BISS) への追加の質貸付けを、それぞれ承認したものである」(BISS のかっこ書は、債権者代理人が追記したものである。) ということについて、何ら反論が提示されていない。要するに、BISS への本質貸付けは、債務者取締役会の意思に合致していたのであり、何ら手続違反は存在しない。そればかりか、アンセム氏が債務者及び T7 の取締役であったときに、上記のとおり T7 への追加の貸付け及びこれを原資とした BISS (BT) への質貸付けが行われていることから、BISS (BT) への貸付けは、債務者にとっても、T7 にとっても、経済的に合理性のある行為であった (少なくとも、債務者取締役会はそう判断していた) のである。なお、追加融資の事実 は本件投稿の中で債務者も自認³しているところである (疎甲 7 (6 頁))。

2 T7 における手続 (答弁書第 5 の 1 ①、③、④、⑥) に関する債権者の主張

(1) 承認手続等について (答弁書第 5 の 1 ①)

債務者は、T7 においてなされるべき承認手続がされていなかった旨 (答弁書 4 頁) 主張するが、債務者自身が 2021 年 2 月 15 日付け「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」(疎甲 9 の 1) において、「T7 は、同年 3 月 16 日付で、T7 取締役会…の承認のもとで、SAC 代表網屋信介氏の紹介を受けた事業会社 A 社に対し、A 社子会社 2 社の株式を担保とする 7 億円の質貸付を行いました。」(下線

³ 「2017 年 3 月 24 日 T7 は、A 社に追加的に 2 億円の質貸付を行うために、当社から追加的に 2 億円を借り入れた。」「2017 年 3 月 29 日 当社は、T7 に対して、2 億円の短期資金の貸付を実施。」及び、「2017 年 3 月 30 日 T7 から A 社に対して、2 億円の質貸付を実施。これにより、A 社に対する質貸付残高は 11 億円となった。」参照。

は、債権者代理人による。）と記載し、本質貸付けにつき、T7 取締役会が承認していたことを自白している。当該公表につき、債務者の執行役員である山内氏は2021年3月9日付けのメールにおいて「1. 2月15日付けのリリースは極めて誤解を招くものとのことです、具体的にどの箇所でしょうか。当社としては株主やステークホルダーに事実を伝えるために、確認の元、トレードセブンの買収から撤退までに至った経緯を公表しています。」（下線は、債権者代理人による。）（疎甲9の7・1頁）と述べており、上記のお知らせが（債務者による事実関係の）「確認の元」でなされたものであることを明言している。それにもかかわらず、「T7 において適切な手続を履践していない本貸付けが実行されたことを問題視している」（答弁書7頁）との主張を行うのは、単に自らに都合の悪い事実を隠すのみならず、虚偽の事実を告げていることを示すものに他ならない。

（2）事業計画について（答弁書第5の1③、④）

T7 の事業計画を債務者より受領できていないため、具体的な記載は明らかではないものの、債務者は、T7 がBISS への質貸付けを想定していない事業計画を提出しており、本質貸付けは当該事業計画書に反していたとも主張するようであるが（答弁書5頁）、当該計画書に記載されていたのはあくまでも、T7 が質貸付けを行うという事実であったと記憶している。その相手方は限定されていないところ、BISS への本質貸付けはまさに事業計画どおりの質貸付けに他ならない。

（3）「引責辞任」について（申立書 No. 1～No. 4、答弁書第5の1⑥）

興味深いことに、債務者は、本件投稿で「引責辞任」と述べながら、答弁書でこれが実は「退任」しかも、任期満了退任であったと認めている。これは要するに、本件投稿の「引責辞任」部分（申立書の No. 1～No. 4）の虚偽性の自認である。退任の事実、T7 の商業登記（疎甲12）を見れば明白であり、この事実1つを取っても、本件投稿が何の事実調査もせず、悪意をもって行われたことが裏付けられてい

る。

そして実際には、債権者は、2016年3月10日に初めて就任した後、多忙につき、債務者グループの役員を絞ることとし、T7の役員を退くこととした。そして、それが決して「引責辞任」といったものではなく、任期満了に伴う通常の「退任」であることは、T7の商業登記に明示されている（疎甲12）。なお、近時のT7の商業登記である疎甲第5号証によれば、多くの役員が毎年5月に「重任」とされ、毎年の定時株主総会において、全取締役に関する選任決議が行われており（つまり、取締役の任期は実質的に1年で、5月以前に就任した役員の任期は5月までとなるものと理解される。）、債務者が答弁書において自認するとおり、単に定時株主総会において債権者が退任したに過ぎない。このことは、平成30年4月26日にT7取締役に就任した宮内淳智氏もその2ヶ月後に行われた定時株主総会において「重任」されていることから明らかである（疎甲5）。そうすると、債権者の「任期」は2016年（平成28年）の定時株主総会の際に「満了」しているのであり、定時株主総会議事録に「任期満了」と記載されているのは至極当然である⁴。

なお、債務者は、長原取締役の助言に従って、債権者がT7の取締役に辞任したと主張しているが（答弁書6頁）、商業登記に「退任」とあるとおり、そのような事実が存在しない。

3 債務者の100%子会社であった時期のSACが、BISSやBTから受領した顧問料に関する債権者の主張（申立書No.7～9、12、答弁書第5の1⑤⑦）

（1） 答弁書第5の1⑤で指摘される事実関係について

ア 答弁書の記載は、「背任」を裏付ける事実が存在しないことの自認であること

債務者は、顧問料について縷々主張するが（答弁書5頁）、真実の事実関係は以下

⁴ なお、T7の最新の商業登記（疎甲5）では、債権者が、2019年（令和2年）10月にT7の取締役及び代表取締役に就任し、その後同年11月に辞任しているが、この話と、本件投稿における「引責辞任」は時期が3年も異なっており、全く異なる別の話である。

のとおりである。

- ・当時（2016年4月から2017年2月まで）における SAC と債務者の関係は「SAC が債務者の100%子会社」であった

- ・そのような状況下、SAC は BISS と顧問契約を結び、本貸付け等とは無関係に経営コンサルタントとして助言を行い、その対価として顧問報酬を受け取っていた

当時の債務者の100%子会社、つまり、経済的に債務者と同視できる主体であった SAC が、BISS から業務に対する正当な対価として顧問報酬を受領していたことは、債権者の個人的利益・便宜の供与ないし「背任」等と何ら無関係であり、結局債務者は、債権者の背任を基礎付ける事実が一切存在しないことを自認したに等しい。

イ 顧問契約書に関する補足

そもそも顧問契約書が締結されていたのは、BISS と SAC 間であって、SAC は T7 と顧問契約書を締結したことはない。この点で、顧問契約書に関する債務者の主張は全くの誤りである。

そして、SAC が BISS との間で締結した顧問契約書は、本貸付け等とは何ら関係なく、実際に、SAC が BISS に対し、経営コンサルタントとして、企業買収や会社再生の助言を行っていた。例えば、SAC は、BISS が主導した2017年4月の一般社団法人日本中小企業金融サポート機構の設立に向けて、役員候補の紹介・選任をはじめとして具体的なコンサルティング業務を提供していたものである。「顧問業務の実態」がないとする債務者の主張は、全くの事実誤認である。

ウ 当時において SAC が債務者の100%子会社であったこと

また、指摘される事実関係のうち、当時（2016年4月から2017年2月まで）における SAC と債務者の関係が「SAC が債務者の100%子会社」であったことを指摘しておきたい。この点は、本件投稿5頁に「2015年11月27日 当

社（注：債務者のこと）はSACの発行済み株式の100%を取得し、完全子会社とすることを決定した」とあるとおり、争いのない事実である。そして、SACがBISSから顧問報酬を受領していた事実については、SACが債務者の連結子会社であったところ、債務者の連結子会社として、監査法人の監査も受けており、債務者の有価証券報告書（抜粋として疎甲13）にも債務者の収益に含まれる形で、記載されており、債務者の主張するような「顧問業務の実態のない」契約に基づく支払ではなかったことは明らかである。

上記のように、SACにおいて適切な業務に基づく収益であると共に、債務者の監査法人の監査も受けた収益について、債権者が（当時債務者グループ各社の役員を務めていた一環として）債務者の完全子会社であるSACの代表者も務めていたという事実等を悪用して、まるで債権者が個人的に「リベート」「キックバック」を受領したような印象を与えようとするのは、まさに「印象操作」であって、全くの事実無根である。

（２） 答弁書第5の1⑦で指摘される事実関係について

債務者は、経営指導料云々の話が、あたかも上記の顧問報酬と関係する話であるかのように述べているが、完全に事実無根である。

債務者も自認しているとおり、債権者は既に2016年（平成28年）にT7の取締役を退任しており、債務者が主張する2017年（平成29年）4月1日のT7からBISSへの支払等は、債権者とは全く無関係である。むしろ、その当時のT7の取締役はアンセム氏である。債務者は、これを債権者が関与する「本貸付け等に係る不正行為」と疑われるとしているが、債権者は、このような債務者による印象操作に強く抗議する。

第3 答弁書に対する個別の反論

1 「第2 申立の理由『第1 被保全権利』に対する認否」について

(1) 「1『1当事者等』に対する認否」について

ア 「(1)『(1)債権者』について」について

自白が成立している。

イ 「(2)『(2)債務者』について」について

第二段落に対して、債務者はアンセム氏による脅迫的言動を否認するようであるが、アンセム氏が債権者に対して送付した2021年2月13日付けメールには「3月末までに7億円以上で売却・またはピートレによる早期返済がなければ、本取引の詳細と経緯を全部開示し、引当金の設定要件に該当していますので、監査法人の協力により今期中に引当金として計上させていただきます。…今になって`ADCに対する善意でやっている、義務ではありません`という無責任な発言がどうしても納得できず、不信感が深まる一方です。`利払いさえすれば`引当できないと思うのであれば、一連の手續不備・瑕疵等の利益相反行為を監査法人に申し立てて、取引の詳細(TS・SA・BISS・BT・HJ)を開示します。録音を確認したところ、当時ADCの役員・社員に説明した内容と異なった内容になっています。」と述べている(疎甲14の1・2頁)。何ら法的瑕疵のない本貸付け等につき、本貸付け等が行われた当時代表取締役であった債権者に対して、「早期返済がなければ…一連の手續・瑕疵等の利益相反行為を…開示します」といった言動を行うことは、脅迫的言動に他ならない。

また、アンセム氏は、上記のメールを債権者に送付した後の2021年2月25日に、債権者代理人に対して「貴社のご依頼人は弊社の社長として在籍中、弊社の取締役会に重要な事実(対象会社を買収・貸付を行った当時既に対象会社の役員であること)を意図的に隠蔽し、貸し付けた資金の全額(7億円以上)を対象会社の当時の株主に流用したことについて、①これは背任か業務上横領罪に該当しますか。」

(疎甲14の1・1頁)と尋ねてきている。これに加え、2021年3月3日に『ピートレに対する7億円の貸付…』について貴事務所及び依頼人からの回答が支離

滅裂なので、第三者委員会を設置すべきです。」（下線は、債権者代理人による。）と連絡してきている（疎甲14の3）。つまり、アンセム氏は未だに十分な事実関係を確認できておらず、第三者委員会等の調査が必要だと自認している段階で、上記の2021年2月13日付けメールを債権者に送りつけているのである。

さらに、債務者の執行役員である山内氏においても、2021年3月2日に「1. 「網屋氏に背任の事実がある」「網屋氏に明らかな虚言」「誠実に対応してない」等についても事実でありますので、主張を撤回するつもりは一切ございません。」とのメール（疎甲9の4）を送りつけており、アンセム氏が「第三者委員会を設置すべきである」と主張するよりも前に（すなわち、事実関係を把握していない段階において）、「網屋氏に背任の事実がある」等と主張しているのである。

上記の事実は、債務者による脅迫的行為であったことを裏付ける事実他にない。なお、以上の記載からしても、債務者の開示が単に不適切な事実があったために行ったものではなく、網屋氏を脅迫するという私益に奉仕する目的で行われたものであり、かつ公益性のある開示ではなかったことは明らかであることを付言しておく。

ウ 「(3)『(3) T7』について」について

上記のとおり、申立書のBTはBISSと記載すべきであったが、疎甲9の13のとおり、BTはBISSの完全子会社であって、BISSは後に商号をBTに変更し、結果的にはBTとBISSは合併しており、申立書の議論に影響しない。

エ 「(4)『(4) BT』について」について

申立書の2018年は2017年の誤記であったが、申立書の議論に影響しない。

オ 「(5)『(5) 事実関係の補足』について」について

答弁書第5に対する反論は、上記第2のとおりである。

(2) 「『2 債権者の権利を侵害する情報の流通』について」について

ア 「(1) 『(1) 本件投稿の存在及び公開』について」について

自白が成立している。

イ 「(2) 『(2) 権利侵害』について」について

答弁書第5に対する反論は、上記第1及び第2のとおりである。

2 「第2 申立の理由『第2 保全の必要性』に対する認否」について

答弁書第5に対する反論は、上記第2のとおりである。

3 「第3 申立の理由『第3 関連事実』に対する認否」について

(1) 「1 『1 本貸付の経緯』ないし『3 債権者の協力』について

債務者自身に関する事実である以上「不知」というのは不合理であり、また、否認するのであれば、理由を付すべきである。結局のところ、答弁書第5で明示的に反論している部分以外については、債務者は申立書の主張を認めたに等しい。

(2) 「2 『4 本件投稿に至る経緯』について

上記1 (1) イにおいて補足した事実により、アンセム氏の脅迫的言動の存在はますます明らかとなった。

なお、答弁書では、債務者は債権者に意見や反論の機会を与えたといいながら、実際には、債務者（山内氏）は、2021年3月9日午後8時31分着のメールにおいて、大要「明日午前中に（本件投稿の）開示を行うが、その原稿は債権者代理人に午後8時半頃には送る。その原稿について、明日午前9時までに反論がなければ、債権者は反論の権利を失う」と述べた（疎甲9の8・2頁の「8」参照）。しかるに、債務者（山内氏）が当該原稿を債権者代理人に送付してきたのは、同日の深夜

午後11時10分であった(疎甲9の8・1頁冒頭のメール参照)。このように、債務者は自分で定めた常識外れの身勝手な要求を債権者に押し付けて、実質的に債権者の意見や反論の機会を封じてきているのであり、このような債務者の不誠実極まりない態度は、本件投稿に係る債務者の悪意・害意を裏付けるものに他ならない。

5 「第5 債務者の主張」について

(1) 「1 疎甲第7号証の書面の内容は真実であること」について

ア はじめに

本件投稿(疎甲7の書面の内容)は虚偽であり、答弁書のどこを読んでも「背任」を基礎付ける事実関係が存在しないことは、上記のとおりである。

①ないし⑦については、既に第2で述べたとおりであり、以下では、⑧及び⑨について補足する。

イ ⑧について

本貸付け等に関して重要な事実、BISS(BT)が十分な担保を提供していたことであり、この点については、債務者自身も「担保のある債権となり、現時点では回収不能になっているわけではない」と自認している(答弁書8頁)。

なお、債務者はT7の業績が順調に推移していないことを理由に、アンセム氏が債務者代表取締役役に就任して以降、早期回収を図ろうとしており、かつ、これが合理的な判断であると主張する。しかし、T7が2017年11月30日付けで債務者の完全子会社になっていることから(債務者も本件投稿の中で自認する客観的事実である(疎甲7⁵))、重要な事実、現時点での本質貸付けの借主であるBT(2017年11月にBISSはBTと合併しており、現時点での借主はBTである。)の業績、及びBTがT7に対して提供している担保であるのは明らかである。T7が債務者の完

⁵ 「2017年11月30日 T7の100%(1300万円)の株式を取得(株式譲受)し完全子会社化。」

金子会社である以上、仮に T7 の業績が順調に推移していなかったとしても、かかる事実は債務者が T7 への貸付金を早期に回収しようとする判断を正当化するものとはなりえない。

ウ ⑨について

アンセム氏は、上記のとおり、債務者及び T7 の取締役として、継続して BISS (BT との合併後は BT。以下同じ。) への質貸付けに賛同してきたものの、あるタイミング以降、突如として債権者に対して、本貸付け等に問題があり、早期に回収すべきだ、と主張するようになった。この理由を債権者は理解できなかった（大株主の意向かもしれないが、そうでないかもしれない）ものの、債権者は継続してアンセム氏に対し、債権者の対応に問題はない、アンセム氏は直前まで継続して BISS (BT) への質貸付けに賛同してきたのになぜ突然そのようなことを言い出すのだ、という本訴におけるものと全く同じ態度を示し続けていた。そのような債権者とアンセム氏のやり取りの中で、ADC の株主でもある債権者が、ADC の株主の立場から、アンセム氏ら取締役が、何ら合理的な理由・証拠がないにもかかわらず、債務者の費用負担で弁護士への不要な相談や調査依頼等を行って弁護士費用を債務者に不当に負担させた場合には、当該取締役に、株主代表訴訟の対象となる善管注意義務違反が成立し得るという趣旨を述べたことはあるが、これは株主として会社財産の流出を慮っての正当な発言である。債務者が仮にこの発言をとらえて「個別にメッセージの連絡で「脅し」ともとれる発言をしている」というのであれば、むしろこの債務者の主張自体、悪意をもって債権者を貶める発言である。

なお、債権者代理人からアンセム氏に対する 2021 年 2 月 23 日付けメールにおいて、債務者及びアンセム氏が法律専門家に依頼することを妨げるものではないことを伝えているのであり、債務者が法律専門家等に相談しなかったとしても、それは、債務者の判断に基づくものであることは明らかである（疎甲 14 の 2・1 頁

「2. 弁護士費用について」⁶参照)。

(2) 「2 一方的な主張であり、社会的評価を低下させるものではないこと」

「思われる」「疑い」等だといえ、全て無罪放免になるという債務者の主張は全くの誤りである。例えば、最高裁(最決昭和43年1月18日刑集22巻1号7頁)は、「人の噂であるから真偽は別として」という表現について、当該事案の文脈から風評の内容たる事実の真否を証明すべきとしており、当該事案の具体的事実関係の下において噂・風評の「内容」たる事実を摘示したものと解釈している。本件投稿の文脈からすれば、一般読者は網屋様が背任をしたと読むのであり、実際に疎甲第10号証でそのことを疎明している。

答弁書で引用される東京地判平成24年9月13日はウェストロー2012 WLJPCA09138014と理解されるが、この判決は、「本件お知らせ文書1及び2は、「当社の主張(概要)」として訴訟における一方当事者の主張内容であることを明記して公表されたものであり、断定的な事実として公表されたものではないから、直ちに被告らの社会的評価を低下させるものということとはできない。」(下線は、債権者代理人による。)として、摘示されたのが「事実」なのではなく単なる「主張」に過ぎないことが、「当社の主張」という表題の下「明記」されていた事案である。本件投稿は「経緯に関する補足説明」という表題のとおり、単なる「主張」ではなく真実であるとして一連の名誉毀損文言が記載されているものであって、全く異なる事案についての裁判例である。

なお、投資家である投稿者が、本件投稿を信じたり、掲示板に様々な書き込みをすることによって「債務者」の社会的評価が下がるか否かは何ら問題ではない。本件投稿によって現に債権者の社会的評価が下がったことが、掲示板の書き込みから疎明されていることが重要であるところ、この点について債務者は何ら反論をして

⁶ 「貴社・貴職が自らのご判断・ご責任で法律専門家にご依頼されることを妨げるものではありません」

いない。

(3)「3 企業内の不正、不祥事行為の発表として違法性が認められないこと」

債権者として強調したいことは、もし、真実、企業内の不正行為・不祥事が存在したならば、債務者が東京証券取引所（東証二部）に上場している（疎甲2）以上、本来の公表場所である、東京証券取引所の適時開示プラットフォーム上で公表すべきだということである。債務者がなぜあえて債務者のウェブサイト上で公表したかといえば、東京証券取引所が本件投稿のような事実に基づかない個人攻撃的文書を公の場に掲載することは許されないと判断し、公表を拒否したこと以外に考えようがない。東京証券取引所に公表を却下されたにもかかわらず、債務者（アンセム氏）は、債務者のウェブサイト上で公表しているのであり、これを一般的な企業内の不正行為・不祥事に関する公表と同視すべきではない。

この点に関連して、債務者（山内氏）は、本件投稿を行う前日（2021年3月10日）の債権者代理人宛てメールにおいて、「明日開示する適時開示について全て東証の審査を経ていきます」と述べていたが（疎甲9の8の2頁の「8」参照）、3月10日、さらにはそれ以降約3週間が経過した現時点においても、本件投稿の内容が東京証券取引所の適時開示プラットフォームに掲載されていないという事実は、①上記のとおり、東京証券取引所が本件投稿の内容について公表を拒否したことを示すのみならず、②債務者が債権者に対し、「明日（東証で）適時開示をする」と虚偽の事実を述べて、もって債権者から、債権者が回収義務を負わない7億円を拠出させて、これを喝取しようとしたことを示すものである。

なお、ステークホルダーの利益、コーポレートガバナンス、問題の顕在化等という債務者の主張する理由は、債務者自身が本貸付け等が回収不能になっていないと自認している（答弁書8頁）以上、何ら本件投稿を正当化する理由にはならないし、もし万が一、真実債権者に背任の事実が存在したのであれば、債務者として第一に行うべきは、警察に対し告訴することである。そのようなことをしないまま、個人

攻撃としか評価しようもなく、しかも大きく事実と反する本件投稿をすることは何ら正当化されるものではない。そして、本件投稿は事実摘示による名誉毀損であることから、意見・論評を前提に公正な論評の法理が適用された東京地判平成24年4月11日判タ1386号253頁は無関係である。

なお、債務者が自ら送付したと自認する疎甲第9号証の3ないし8（疎甲9の6を除く。）及び疎甲第14の1ないし3号証により、公益性の不存在は疎明されていることにも留意されたい。

（４）「４ 結語」について

債務者は、証拠も付さずに、一方的に、本件投稿に関連する件で金融庁の調査が入ったと主張するが、債権者は、そのような事実が存在したと認識しておらず、金融庁から何らの連絡を受けていない。金融庁による調査が何に関する調査であったのかは明らかではないが、もし債務者がいうように債権者が何らかの不正行為に関与したということに関する調査なのであれば、当然債権者が金融庁からの連絡を受けているはずである。そこで、債務者が金融庁から何らの連絡を受けていないことは、債権者と無関係の調査だということを強く示唆する。債務者は当該調査を本貸付け等の問題、ひいては債権者の問題であるかのように主張する「印象操作」を行っており、かかる「印象操作」には強く抗議する。

債務者は、本申立ては、権利侵害が認められないため、保全の必要性を欠くとするが、本件投稿の債権者に対する重大な権利侵害は、これまで債権者が主張・疎明したところにより、もはや明らかである。保全の必要性については、とりわけ、本件投稿に指摘された虚偽の事実により、内定している新年度における某企業への役員就任に支障が出かねない状況にあり、本件投稿が今年度中（3月中）に直ちに削除されることが必須である。

以 上

副 本

令和3年(ヨ)725号

事 件 名 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債 権 者 網屋信介

債 務 者 アジア開発キャピタル株式会社

訂正申立書

2021年3月30日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人弁護士

内 藤 順



同

松 尾 剛



同

瀬戸山



同

二本松 直



上記当事者間における令和3年(ヨ)第725号投稿記事削除仮処分命令申立事件について、以下のとおり「申立ての趣旨」を変更する。

第1 訂正申立後の「申立ての趣旨」

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事のうち下線部分を仮に削除せよ。

との裁判を求める。

以 上

別紙投稿記事目録

表題 : 当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退
までの経緯に関する補足説明

URL : <http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/03/6eabf730feb8114d63c3938d593ca43a.pdf>

投稿日 : 2021年3月10日

投稿者 : 債務者

投稿内容 : 次ページ以下のとおり

2021 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から
今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明

当社は、連結子会社である株式会社トレードセブン（以下、「T7」といいます。）の当初グループ化から事業撤退に至るまでの経緯について 2021 年 2 月 15 日付、2021 年 3 月 9 日付にて東証適時開示を行いました。経緯の詳細につきまして、以下の通り補足説明をさせていただきます。

2016 年 1 月 26 日、長年経営不振の状況が続いていた当社は、当社の前代表取締役社長網屋信介氏（以下、「網屋氏」といいます。）の投資銀行・金融業界及び衆議院議員としての経歴から、経営者として社会規範・法令・規則等に則り、株主・国民の皆さまから信頼される健全な社会常識及び論理感覚を持ち、誠実かつ公平に業務を遂行する経営者であることを信じて、当社の経営改革の一貫として筆頭株主からの要請の下、当社の代表取締役に就任しました。

これに備え、網屋氏側要請により、網屋氏が代表を務める株式会社エス・エー・コンサルティング（以下、「SA コンサルティング」といいます。）の代表取締役を兼任できるようにするため、退任する際同条件で同氏に売却する前提として、2015 年 11 月 27 日に SA コンサルティングを当社 100%子会社化することを当時の取締役会で決定いたしました。

また同時期に、当社は SA コンサルティングを通じて、株式会社 BISS ホールディングス（以下、「BISS ホールディングス」といいます。）及びその子会社 2 社、株式会社ビートレーディング（以下、「B トレーディング」といいます。）ならびに T7 の紹介を受けました（注 1：B トレーディングはその後 BISS ホールディングスに吸収合併され消滅し、BISS ホールディングスが商号を「株式会社ビートレーディング」に変更して現在に至っております。）。

2016 年 1 月 27 日、網屋氏が当社臨時株主総会決議により当社取締役に選任され、同日の当社取締役会にて当社代表取締役社長に選定されました。

2016 年 3 月 11 日、当社は SA コンサルティングの網屋氏より紹介を受けた T7 の株式を引き受けることにより T7 を持分法適用関連会社化しました（第三者割当増資）。同時に T7 からの要請で、リスク分散を図れる小口の質事業展開を目的とする資金として T7 に 7 億円の融資（以下、「本債権」といいます。）を実行しました。しかし、融資実行直後に T7 は上記説明のとおり親会社にあたる BISS ホールディングス 1 社に対して本債権と同額の 7 億円の質貸付（以下、「本質貸付」といいます。）を実行していました。

本質貸付は、網屋氏が当社取締役会における本債権実行日及び本債権決議承認日の前日に T7 の取締役に就任し、あらかじめ T7 取締役会において本質貸付議案を可決させることによって本債権をもって本質貸付を実行するに至っていることから、当社の現代表取締役アンセム ウォン（当時は当社の執行役員副社長）（以下、「アンセム社長」といいます。）が本質貸付の保全性の問題や不明瞭な経緯に気が付き、問題視をしておりました。

〈具体的な問題点は下記のとおりです。〉

1. 網屋氏は、当社が T7 をグループ会社化及び T7 に対する本債権を実行した 2016 年 3 月 11 日の前日である同月 10 日に T7 取締役に就任し、同日に本債権及び本質貸付に係る承認決議を得て、同月 16 日に本質貸付を実行した後、同 5 月 26 日に T7 の取締役に辞任するに至っております。これは、同年 5 月頃に、アンセム社長が本債権の実行は利益相反行為に該当するため、本債権の実行に当たっては重要な事実を開示して T7 の取締役会の承認を受ける必要があること、また、網谷氏は特別利害関係人として本債権の実行に係る決議に参加することはできないにもかかわらず、本債権の実行の稟議に加わった手続の不備があることを認識するに至り、網屋氏に指摘したところ、網屋氏自ら T7 の取締役の引責辞任に申し出たからであります。その後、引責辞任した網屋氏に代わり、アンセム社長が T7 の役員に就任することとなりました。

このように、網屋氏は、本債権の実行に当たって手続の不備が認められ、その不備に対する責任を取って引責辞任をするに至っておりますが、本債権の実行とともに本質貸付についてもその承認決議に網屋氏が関与していることからすれば、本質貸付の資金源を当社から調達するために、当社において本債権の実行を決議させた可能性も考えられます。

2. また、網屋氏は、同 3 月 11 日の当社取締役会における T7 に対する 7 億円の貸付議案の承認決議時において、自身が本債権の実行の相手方である T7 の取締役であることを報告せず、また、利益相反取引行為に当たることを考慮して当社の当該決議時に参加しないこともあり得たにもかかわらず、議長として決議に参加しておりました。また、当社における決議承認日時点で既に T7 より BISS ホールディングスに本質貸付を行うことが決定したにもかかわらず、当社取締役会において網谷氏から本質貸付に関する言及は一切なく、貸付の使途は、T7 は優良な（小口分散）質事業に本融資資金を使用するものであると説明しておりました。当初の契約では T7 が 1000 万以上の本質貸付を行う際、当社の許可が必要になっておりましたが、当社取締役会決議承認後の翌営業日に、網屋氏の独断で T7 から BISS ホールディングスに対する 7 億円の融資申請を許可いたしました。

なお、網屋氏の T7 の取締役辞任時において、アンセム社長から本債券の保全・回収の見込みについて尋ねると、「本債権は法的に有効な質貸付債権であり、BISS ホールディングスが金利を支払い続けられれば、債権の返済期限が永遠に到来しない。回収は俺と関係ない、次の社長が考えることだ。」との回答を受けました。

3. さらに、当社の調査の結果、SA コンサルティングは、T7 から本債権 7 億円の質貸付を受けた BISS ホールディングスならびに子会社の B トレーディングの 2 社から、年利換算で本質貸付金額の 3.6%に当たる月額 210 万円を 2016 年 4 月頃から 11 ヶ月間にわたり受領していました。12 ヶ月目以降

は、SA コンサルティングが網屋氏の親族に売却されたこともあり、その後の資金の流れは確認が取れておりません。網屋氏自身は、本件に伴い SA コンサルティングが受領した金銭は当社の連結損益計算書に計上しており、法的には問題がなく、売却後の所有者も本人の親族のため、法的に利益相反に該当しないとコメントしておりますが、これらの金銭の受領を裏付ける取引は見受けられず、本債権及び本貸付の実行に対するリベートとして支払われたとも考えられます。このことは、当社が SA コンサルティングを買収した後、2017 年 2 月 17 日付で有限会社フォーティに SA コンサルティングの全株式を譲渡するまで金銭の受領が継続されていたことを踏まえると、実質的にはリベートとおぼしき金銭は、SA コンサルティングを通じて網屋氏個人の懐に入ったという可能性もあり得るものと考えております。

網屋氏は、当社の代表取締役就任の直後から、網屋氏の個人的な関係先である BISS ホールディングス及びその子会社である B トレーディングに対し、同じく同系列である T7 を通じて 7 億円という質貸付を行ってまいりました。網屋氏は本取引で BISS ホールディングス系列 3 社に私的な便宜供与を図り、自身が関係者から供与を受けていた、また、私的流用したという事実があったにもかかわらず、当社取締役会へ報告していませんでした。これらの背任的行為は、当時開示するべきでありましたが、網屋氏が当社代表取締役の立場で圧力をかけ、これまで開示ができていませんでした。このたび当社は真実を開示させていただきました。

その後も、当社は T7 に追加的な短期融資を数回にわたり実行いたしました。その背景には、網屋氏がアンセム社長に対し、「言う通りにしなければ、自分は社長を降りる」などと、十数回に渡って圧力や脅しをとれる発言を繰り返されていたほか、当社代表取締役の地位を利用して融資を実行していたからであります。当社側としては、本債権は網屋氏の私的な関係性が背景になっており、本人の存在なしでは回収ができないものと認識し、黙認せざるを得なかった事実がございます。

昨年 10 月の当社第三者割当増資の際、筆頭株主から網屋氏に対し、増資引き受け前に本債権 7 億円の元金回収を行うよう、強い要求がありましたが、当然ながら本債権は有効であり、債務者は当社の要求に応じる義務もないため、回収には至りませんでした。資金調達をしなければ会社の死活問題となる深刻な状況だったため、網屋氏は、「質貸付という形態では、元金の回収はもちろん、証券化、または第三者に譲渡することも不可能であるため、債権の保全性及び回収性が高まる債権担保融資に貸し換える」旨の提案を行いました。当社はこの提案を受け、あくまでも最低限の債権の保全を目的として、返済期限のない質貸付から返済期限のある債権担保貸付に変更するべく、網屋氏の指示に従い、貸金業を営む当社連結子会社の株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス（現アジアビジネスファイナンス株式会社、以下「ABF」といいます。）（当時の代表取締役は網屋氏の会社 SA コンサルティング出身の高瀬尚彦氏）が本債権を債権担保貸付でファイナンスし、移管させました。しかしながら、ABF 移管後の本債権の返済期限は網屋氏によって最大 10 年まで延長可能と設定されたため、元本の全額回収が引き続き困難となる可能性がある状況には変わりありません。

上述のとおり、2016 年 3 月の T7 の当社グループ化以来、網屋氏、網屋氏経営の SA コンサルティング、網屋氏の知人、BISS ホールディングス、B トレーディング及び T7 を取り巻く不可解かつ不適切とも思われる取引関係及び疑いのある利益供与の存在が確認されており、未だ問題解決に至っておりません。

2020 年 10 月 30 日に実施された本債権の ABF への移管の条件の一環として、網屋氏において当社代表取締役役に就任している限りは、本債権を回収し、または証券化による第三者への売却等あらゆる方法を実施するとの約束がなされておりましたが、その後も回収の用途は全く立っておりませんでした。ABF への移管後間もなく、2020 年 11 月 16 日の当社取締役会において、網屋氏は代表取締役辞任の意向を当社取締役会に提出いたしました。当社取締役会は却下し、本債権の元本回収に注力するよう促しました。しかしながら、翌週の 11 月 24 日には辞任は正当な権利だと主張し、代表取締役辞任を強行したため、アンセム社長の就任に至るまで、1 ヶ月以上代表取締役社長が不在となる空白期間を作ることとなりました。このような状況を継続するわけにはいかず、同 12 月 24 日、網屋氏が 2021 年 1 月末に当社取締役を辞任するまでの間に本債権を回収・売却するという前提で、アンセム社長が代表取締役に就任し、現経営体制が発足いたしました。その後も網屋氏の対応は変わることがなく、2021 年 1 月 29 日には当社取締役も辞任して当社を去り、本債権 7 億円回収の最終期限であった同 1 月 31 日までに責任を果たすことはありませんでした。網屋氏は、同 2 月 2 日、自身と本債権との関係性を否認し、本件については税理士に聞いてほしい旨、また、同 2 月 5 日、当社が仮に本件に関して弁護士に調査依頼をした場合、無駄な経費使いを理由にして、アンセム社長に対して株主代表訴訟を提起する旨をアンセム社長宛に連絡しました。また、同 2 月 15 日の「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」を開示した翌日の 16 日に網屋氏の代理人弁護士から、本債権については網屋氏に直接ではなく代理人経由で連絡するように、また、同 2 月 25 日、本件以外でも網屋氏に連絡しないようにとの要請を受けたため、今日に至るまで当社は代理人弁護士を経由して網屋氏に対し事実確認や責任追及等を行ってまいりました。

そのほか、T7 と BISS ホールディングス及び B トレーディングとの間に、3,600 万円に上る架空のコンサルティング契約書、その他同類多数の契約書が見つっております。2021 年 2 月 15 日付適時開示のとおり、T7 の事業撤退の手續に加えて、当社は今後もその不透明な資金の流れについて引き続き調査を継続いたしますので、新たな事実が判明出来次第、随時お知らせいたします。T7 から BISS ホールディングスへの本質貸付を実行するために本債権を実行したとすれば、網屋氏が行ったこれら一連の行為は許容されるべきものではなく、強く網屋氏に抗議するつもりであります。これらの一連の行為に対する責任として、現在の本債権の元金回収や、架空取引により当社が受けた損失の返還を網屋氏に求めることも検討してまいります。

当社は本件について当事者の網屋氏と何度も対話を求めましたが、網屋氏は一方的に対話を拒否し、本件及び本件以外の件についても連絡が取れない状況となっております。網屋氏は、2021 年 2 月 16 日、一方的に代理人を立て、3 月 10 日に本件に関する開示を行った場合、当社の代表取締役のみならず、当社の執行役員、全取締役、全監査役に民事・刑事の責任を追及すると通達してまいりました。また、網屋氏から、当社が本件の内部調査費用を法律事務所に委託する場合、本件債権の回収に協力しない、かつ現代表取締役に対して株主代表訴訟を取ると脅迫・恐喝するメールを代表取締役宛に送られてきました。当社は、こうしたリスクを冒して、今期中に本件の解決を図ろうとしております。

当社の代表取締役のアンセム社長は、本件に自分も責任があると認識し、任期内に本件を是正し、コーポレート・ガバナンスを強化し、次の経営陣にバトンタッチをしたいと考えております。株主の皆様

や、その他の利害関係者（ステークホルダー）の利益を最大化するために、今後当社の不祥事の防止と長期的な企業価値向上を目的として、情報を隠蔽せず、積極的に開示し、当社の透明性を確保するために株主などの利害関係者への説明責任を積極的に果たしてまいり所存です。

（注） 1

株式会社ビートレーディング
（旧株式会社BISS ホールディングス）
代表取締役会長 鈴木 秀典
代表取締役社長 佐々木 英世

（注） 2

株式会社トレードセブンに関する事項の沿革

2014 年 8 月 1 日	株式会社トレードセブン（以下、「T7」という。）設立
2015 年 10 月 5 日	当社は株式会社エス・エー・コンサルティング（代表：網屋信介氏）（以下、「SAC」という。）と秘密保持契約を締結。
2015 年 11 月 18 日	当社は網屋信介氏（以下、「網屋氏」という。）を代表取締役として選任するための臨時株主総会を開催することを取締役会で可決。
2015 年 11 月 27 日	当社は SAC の発行済株式の 100%を取得し、完全子会社とすることを決定した。取得価額は 100 万円。
2015 年 12 月 1 日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 540,000 円）を締結。
2015 年 12 月 1 日	当社は網屋氏と T7 株式取得のための顧問契約（月額 1,330,000 円）を締結した。
2016 年 1 月 26 日	網屋氏が当社代表取締役社長に就任した。
2016 年 2 月 12 日	T7 株式一部取得につき、SAC 代表の網屋氏より T7 及び T7 大株主の紹介を受け、独占的交渉開始の基本合意を締結。
2016 年 3 月 10 日	網屋氏がT7 社の取締役に就任し、A 社に対する貸付議案を可決。
2016 年 3 月 11 日	収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7 の 35%の株式を 700 万円で取得（第三者割当増資引受）し当社持分法適用関連会社化。 T7 に対する 7 億円の貸付を実施するために当時の筆頭株主 Sun Hung Kai & Co. Limited（以下、「SHK」という。）から 27,341,079 香港ドル（約 395,625,413 円）の借入を実施。
2016 年 3 月 15 日	T7 臨時取締役会で株式会社 BISS ホールディングス（以下、「BISS ホールディングス」という。）への貸付を可決。 議事録作成者が BISS ホールディングスから派遣された当時の代表取締役齋藤博行。出席取締役が齋藤博行代表取締役（BISS ホールディングス）、谷口亮取締役（BISS ホールディングス）、網屋信介（当社代表取締役社長）、奥雄一郎監査役（当社内部監査室長）という議事録が残されたが、当社内部監

	査室長兼T7 監査役の奥雄一郎氏は出席した覚えがなく、当然ながら決議する押印もなかった。
2016 年 3 月 16 日	当社からの貸付金の着金と同時にT7 が事業会社 A 社に対し 7 億円の質貸付（A 社子会社 2 社の株式を担保とし、返済期限を有さない）を実施。
2016 年 4 月 1 日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 1,080,000 円）を締結。
2016 年 5 月 26 日	網屋氏が利益相反の事実を認め、T7 取締役を引当辞任。
2016 年 5 月 26 日	アンセム ウォン氏が T7 取締役に就任。
2016 年 6 月 28 日	SAC 出身の高瀬尚彦氏（以下、「高瀬氏」という。）が当社取締役就任。
2016 年 12 月 23 日	T7 の当社グループ外からの借入金を返済するために借換資金として SHK から 1 億円相当の香港ドルの借入を行い、T7 に対して 1 億円の貸付を実施。
2017 年 2 月 17 日	当社は SAC の全株式を有限会社フォーティ（代表：四禮正明氏（網屋信介氏の親族））に譲渡する。譲渡価格は 100 万円。
2017 年 3 月 24 日	T7 は、A 社に追加的に 2 億円の質貸付を行うために、当社から追加的に 2 億円を借り入れた。
2017 年 3 月 29 日	当社は、T7 に対して、2 億円の短期資金の貸付を実施。
2017 年 3 月 30 日	T7 から A 社に対して、2 億円の質貸付を実施。 これにより、A 社に対する質貸付残高は 11 億円となった。
2017 年 3 月 31 日	T7 の 74%（3000 万円）の株式を取得（第三者割当増資引受）し子会社化。
2017 年 4 月 3 日	SAC 出身の高瀬氏が T7 代表取締役に就任。
2017 年 11 月 30 日	T7 の 100%（1300 万円）の株式を取得（株式譲受）し完全子会社化。
2018 年 4 月 27 日	T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店開店。
2019 年 3 月 14 日	当社子会社アジアビジネスファイナンス株式会社（以下、「ABF」という。）の前身株式会社 DK インコーポレーテッド設立。SAC 出身の高瀬氏が代表取締役就任。
2020 年 9 月 28 日	SAC 出身の高瀬氏が当社取締役退任。
2020 年 10 月 29 日	SAC 出身の高瀬氏が T7 取締役退任。
2020 年 10 月 30 日	ABF が T7 質貸付債権 7 億円について、7 億円を A 社に対して債権担保融資としてリファイナンスを実施し、T7 は当該 7 億円の質貸付を回収。
2020 年 11 月 1 日	SAC 出身の高瀬氏が ABF 取締役辞任。網屋氏が ABF 取締役就任。
2020 年 11 月 1 日	当社は T7 の事業売却の検討を開始。 これに伴い T7 古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店閉店。
2020 年 11 月 16 日	網屋氏が当社の取締役会に辞任届を提出。取締役会は不受理。
2020 年 11 月 24 日	網屋氏が断固として当社代表取締役社長を辞任し、代表権のない当社取締役となる。取締役退任まで本債権を回収すると約束。
2020 年 11 月 27 日	網屋氏が ABF 取締役を辞任。
2021 年 1 月 10 日	網屋氏は「本債権回収が厳しい」と社内に宣言。

2021 年 1 月 31 日	網屋氏が約束を破り、本債権を回収せずに当社取締役を辞任。 本債権の売却・償還のみを担当する当社の非常勤相談役に就任。
2021 年 2 月 1 日	網屋氏が他社の顧問就任。
2021 年 2 月 2 日	網屋氏は本債権との関係性を否認し、架空取引を含む本債権債務者との関係について債務者の税理士に聞くべきと主張。債務者の税理士から納得できる回答がなかった。
2021 年 2 月 5 日	網屋氏は「本債権に関する当社内部調査費用として弁護士報酬が嵩んだら」当社代表取締役役に対して株主代表訴訟を起こすと主張。
2021 年 2 月 15 日	本件を現取締役会・監査役会に報告するとともに、T7 の質屋事業・古物買取販売事業からの撤退の決定を開示。
2021 年 2 月 15 日	網屋氏代理人（桃尾・松尾・難波法律事務所）から本件代理の通達。
2021 年 2 月 23 日	網屋氏代理人から、本件以外のことも含め網屋氏宛に一切連絡しないよう通達。
2021 年 3 月 2 日	当社の監査法人に本件を報告。

（注）3

実態を確認できていない T7 と BISS ホールディングスの業務委託契約

2015 年 4 月 1 日	月額 100,000 円（税抜）12 ヶ月
2016 年 4 月 1 日	月額 550,000 円（税込）12 ヶ月
2021 年 3 月 2 日	月額 500,000 円（税込）72 ヶ月（3600 万円を一括前払い）

以上